

〈史料紹介〉

薬種商八幡屋北村又三郎文書 大和国宇陀郡松川菜種商細川治助文書 伊勢地域関係収集文書

はじめに

本稿では、平成二年度（一九九〇）に京都女子大学図書館が購入した薬種商八幡屋北村又三郎文書・大和国宇陀郡松川菜種商細川治助文書・伊勢地域関係収集文書の調査成果として、各文書群の特徴を紹介する。本学では、随時寄せられる古書情報をもとに、教育・研究への活用をはかるため、京都を中心に畿内近国に関する古文書を収集してきた。これらの古文書について、平成十八年度から、あらためて古文書調査・整理を実施し、整理が終了したものから公開できるように努めている。

本稿で紹介するのは、平成二年度に購入した古文書の一部である。この年、購入された古文書は、図書館の登録上では、分類記号「210.088-S1」の登録番号は447149～447314のうち一六六件があ

母 利 美 和
塩 澤 美 穂
柴 田 祐 希
鷺 見 敦 子

り、段ボール箱三三箱（通常の文書保存箱換算で約一三箱分の容量）に分割保存されている。その内訳は、表①に示すように、六つの文書群に分類されており、その内、醍醐町文書・大坂町文書・八木清八家文書については、平成二十一年度調査の成果として、「京都醍醐町文書・伏見大坂町文書」と題して『史窓』六八号の誌上で史料紹介した。今回は、残された文書群である道修町文書・大坂小西九三家文書・伊勢一志郡伊倉津村文書として登録されるものを紹介する。

ただし、後述するように「道修町文書」は道修町の薬種取引に関する文書であるが、内容からみて大坂道修町の町共同体としての共有文書ではなく「道修町文書」の表記は適切ではない。また「大坂小西九三家文書」は、発給者として大坂道修町の小西彦七の名が多数含まれるが、宛所は大和国宇陀郡松川（幕府領在郷町）の細川治助（屋号大和屋）のものがほとんどであり、「大坂小西九三家文書」の表記は

表① 平成二年度購入古文書一覧

文書群名	内容	員数
醍醐町文書	京都市下京区醍醐町、五条橋詰。元禄十五年～大正十年、町式・宗盲人別帳等。	一一八件 (約一五〇点)
大坂町文書	京都市伏見区大坂町。近世後期～明治、町有文書・御香宮関係文書。	二九件
八木清八家文書	京都市。明治～大正期、商家経営関係文書	二九件
道修町文書	大阪市。近世後期(天保～慶応)の薬種関係文書。	一件 (一四四点)
大坂小西九三家文書	文化元年～文化七年、砂糖他売買仕切書	一件 (二七点)
伊勢一志郡伊倉津村文書	天明五年～明治二十年、土地関係文書	一件 (三八点)

適切ではない。さらに「伊勢一志郡伊倉津村文書」も、文書郡中に近世から近代にいたる伊倉津村在住者宛のものが比較的多く含まれるが、伊倉津村の村共有文書ではなく、また紀州藩田丸領に關係するもの、桑名藩士に關係するものも含まれている。いずれの文書群も伝来経緯が不明であることから、従前の本学図書館での登録表記は文書郡内容を把握したうえでの登録名称ではないと判断した。そのため本稿で紹介するにあたり、それぞれの文書群の内容から、「道修町文書」は「薬種商八幡屋北村又三郎文書」、「大坂小西九三家文書」は「大和国宇陀郡松川薬種商細川治助文書」、「伊勢一志郡伊倉津村文書」は「伊勢地域関係収集文書」と改めた。

個々の文書群は、近世・近代を中心とする古文書で構成されており、各文書群は数量こそ多くはないが、それぞれ近世社会のあり様を考える上で特徴ある内容を持っており、それぞれの特徴に留意しながら、若干の考察を交えて紹介したい。

一 文書調査の経緯

調査整理の経緯 本調査は、本学の平成二十五年度研究経費助成「京都女子大学図書館所蔵文書(道修町文書・大坂小西九三家文書・伊勢一志郡伊倉津村文書)の調査整理」(研究代表母利美和・共同研究者早島大祐)を得て実施し、本学教授母利美和、本学准教授早島大介、同准教授梅田千尋、本学大学院生を中心として、一部有志大学生も参加し調査をおこなった。調査期間は、平成二十五年(二〇一三)四月から同年十二月までである。

各文書群は一般の古書市場から購入したため、伝来経緯は不明であり、また購入時から年数を経ており、入手時の状況を知ることができない。個々の文書群を概観したところ、「薬種商八幡屋北村又三郎文書」は一紙文書二七点、「大和国宇陀郡松川薬種商細川治助文書」は、おもに薬種関係の一紙文書数十通を紙縫で綴じた一括文書二綴と、単体の一紙文書五通、都合一四五点からなる。「伊勢地域関係収集文書」は、近世の文芸版本の反故紙を利用した縦長袋に、一紙文書四二点が一括して保存されたものであり、袋は紙縫紐で綴じられているが、上書等の墨書注記は一切見られない。

現状では、それぞれの文書群が購入時に新調された段ボール箱に収められており、紙縫紐や袋など一括関係は明確であったため、文書群ごとに、紙縫紐や袋による一括関係を現状のままとし、現状での上位置にある文書から順に付箋を挿入して調査番号を与えることとした。文書に巻き込まれたものなどは枝番号を付して、できるだけ現状をどめることにし、和紙ラベル貼付により史料同定を施した。

つぎに個々の文書群ごとに調査カードの作成をおこなった。調査カードへの採録データは、原題・年紀・差出・宛所・形状・員数・紙数・紙質・包紙上書・一括関係を記録した上で、内容の概要を把握するため百字程度の内容略記を採録した。

一 通り全文書群の調査カードを作成した上で、文書群ごとに表計算ソフトにより調査データを入力し、文書の分類をおこなった。文書群ごとの分類・概要は、以下に述べるそれぞれの解題を参照していただきたい。

二 文書群の解題

1 「薬種商八幡屋北村又三郎文書」の概要

本文書群は、いずれも「八幡屋」を屋号とする北村又三郎宛の薬種売買証文等の二七点である。伝来経緯は不明であり、いずれも一括関係は見られないが、同一宛所であることから、本来宛所である北村又三郎家に伝来したものと考えられる。年紀の判明するものでは、文化元年（一八〇六）から天保六年（一八三五）までが確認でき、多くは近世後期のものと考えられる。文書内容などからも北村又三郎なる人物の居住地等を確定する材料は見られない。

差出人については小西九兵衛が大半を占める。しかし、その居住地は史料から確認できない。その他では、北村三郎兵衛の印文「五条橋通 高倉東入ル町 北村三郎兵衛」（後掲印判図版参照）、榎屋安兵衛の印文「京都二条（カ）^①」など、京都薬種商人が含まれることから、北村又三郎を畿内近国の薬種商人と推測すると、薬種業によって蓄えた財力で金融業を展開した堅田の商人北村又三郎の可能性が考えられ

る。堅田の北村家は、紀州藩や堅田の領主堀田家の名目金貸付をおこない、貸付先が湖東にまで広がっていたとの指摘がある^②。また、嘉永四年（一八五二）三月には石部焼を再興した石部宿北村又三郎も知られる（『膳所藩郡方日記』）。両者は同一人物の可能性があるが、今後の課題としたい。

2 「大和国宇陀郡松川薬種商細川治助文書」の概要

この文書群の史料点数は一四五点を数え、年紀の判明するものでは、天保十一年（一八四〇）から慶応四年（一八六八）まで、おもに薬種取引に関する仕切書である。これらの大半は紙縫で綴じられた二綴の一括文書であり、すべて年紀がない。そのため、紙縫綴じの原状配列を残し、目録では敢えて編年順にしない。

史料のおもな宛所は「（大和屋）細川治助」である。整理番号42（以下、整番42などと略記する）には「和州宇田細川治助」とあり、当史料が大和国宇陀の薬種商大和屋（細川氏）と、おもに大坂市中の薬種商との間での仕切書であることがわかる。

大和屋治助という屋号は、「大和国宇陀松山調合処大和屋治助」（西垣文庫引札コレクション、早稲田大学古典籍総合データベース）と同一店舗と思われる。同店は現地で「五疋薬」や目薬などの調薬販売も行っていた。奈良県大宇陀町松川に現存する旧細川家の邸宅は、平成四年に同町に寄付され、同年十一月二十日に町指定文化財となり、現在は「薬の館」という細川家ゆかりの品々を展示する資料館として活用されている。しかし、同家の古文書史料は、戦前に当主（後に藤沢薬品、現在のアステラス製薬を設立）が大阪府八尾市へ移転する際、

家財道具などとともに古物商に売却処分され、現地には保存されていないとのことである。⁽³⁾本文書群もその一部と考えられるものである。

差出人は、薬種に関わるものとしては近江屋彦兵衛（大坂道修町）・小堀屋源助（大坂長堀中橋）・奈良屋喜兵衛（大坂）・小西彦七（大坂）・奈良屋彦兵衛（大坂、奈良屋喜兵衛と同一符丁、「八」に「上」（後掲図⑭参照）・近江屋安五郎（大坂道修町）・八荷屋弥介（大坂淡路町カ）・近江屋太右衛門（大坂道修町）・小西茂兵衛（大坂）など、おもに大坂の薬種商であるが、明石屋喜兵衛（伊勢国津築地町、整番42）のように、他地域の商人との取引も見られる。また、薬種以外では小豆などの穀物に関わるものは河中清八、呉服に関わるものは大黒屋八次郎（大坂船場備後町）などの名が見られる。

大和国宇陀郡は、「大和志」で土産の項に「当帰・芎藭（佳品世称大和川芎）・白芍薬（絶品世称宇陀芍薬）・大黄・葛粉・蕨粉（俱諸邑出）」とあるように、よく知られた和薬種の産地であった。実際の取引品目として「川芎」・「白芷」など大和産の薬種も散見され、大坂仲間への荷出しに関わる史料であるとも考えられるが、この文書群の大半が大坂道修町の薬種問屋から細川家への「売付書」であることが注目される。細川家では、天保六年（一八三五）頃から「天寿丸」「人参五臟圓」などの製造販売を開始しており、これら製薬に必要な薬種を大坂などから調達していた可能性もある。後考を待つこととしたい。

3 「伊勢地域関係収集文書」の概要

本文書は、袋一括四二点の文書群である。しかし、内容された文書の発生状況から見れば、本来一括関係があるものではなく、ある意図

をもって収集されたと推測されるものである。その意図は明確に出来ないが、個々の文書が近世・近代の伊勢地域に関係するものが集められており、文書群名を「伊勢地域関係収集文書」とした。袋や全文書を点検したが、収集者やその意図について窺う根拠は確認できない。

内容は、I 紀州藩田丸領の四疋田村三谷家関係、II 紀州藩松阪領関係、III 桑名藩金子権太左衛門関係、IV 某藩人事関係、V 津藩等町人関係、VI 一志郡伊倉津村関係、VII 安芸郡楠原村関係、VIII 木下懇隣講関係、IX 文芸関係に分類することができる。

I 紀州藩田丸領四疋田村三谷家

整番1～12、紀州藩田丸領四疋田組の大庄屋を勤めた三谷家に関するものと考えられるものである。

三谷家に関する史料は散逸し、伝来の史料群はこれまで確認されず、多気町の郷土史家であった故大西源一氏が収集した「鹿東文庫」などに断片的に残っているのみである。今回調査したものは、宛所を三谷家歴代の人物とするものが多く見られることから、散逸したもの的一部であると考えられる。

これらを大別すると、(a)調達金の下げ渡しを伝える文書（五点）、(b)預かり金の請取書（二点）、(c)松坂の飛脚問屋の文書（一点）、(d)子の借用を証明する文書（二点）、(e)三谷悦之助役儀解任の達書（一点）、(f)講金の受取書（一点）、に分類できる。

(a)調達金の下げ渡しを伝える文書 史料五点（整番1～5）はいず

れも調達金下げ渡しにつき、明和七年（一七七〇）正月に「大御金蔵」から出された覚である。「大御金蔵」については従来の研究においても明らかにされておらず、不明な点が多いが、「中村大蔵家文書」

にその成初期のものと推測される史料が残されている。⁽⁴⁾これによると、従来は御蔵納めであった「式夫米」⁽⁵⁾の代銀と路銀を、今後は「大御金蔵」納めにする旨、紀州藩の御勘定所から田丸領の郡役所勤めの村田庄左衛門に伝えている。この史料は、宝暦四年（一七五四）のものであり、明和七年（一七七〇）の「大御金蔵」と同一の機関である可能性が考えられる。どのような性格の機関であるかは不明であるが、「大御」が「主として神、天皇に関する物事を表す語に付いてその物の所有主である神や天皇をきわめて尊ぶ意を表す」⁽⁶⁾ことから、伊勢神宮関係の金銭を管理する機関である可能性が考えられる。

また、下げ渡される調達金がいずれも膨大であるという特徴がある。調達金の用途や性質については不明であるが、前年の明和六年（一七六九）秋に第五十回両宮式年遷宮が執り行われており、「去秋被 仰出」等と史料中にも記されていることから、その開催に伴って領内の村々から調達し、返金されたものである可能性が考えられる。

整番2〜4は、大御金蔵から六代目三谷吉左衛門宛であるが、整番1は神領宇治の益谷吉之丞宛で、整番5は神領山田の蔵田左膳、蔵田中書に宛てて出されたものである。益谷吉之丞の詳細については不明であるが、安永四年に内宮権禰宜に任ぜられ、本居宣長の弟子となつた国学者に益谷末寿という人物がおり、この人物に連なる者である可能性はある。⁽⁷⁾蔵田左膳、中書については伊勢神宮外宮の御師であると考えられる。⁽⁸⁾宇治・山田の御師は、それぞれ自治組織を構成し、所属していた。⁽⁹⁾益谷、蔵田は、このような自治組織の構成員から遷宮関係の調達金を集める役割を果たしていた人物である可能性が考えられる。

(b) 預かり金の請取書 整番7・8の史料二点は、慶応三年（一八六

七）七月に三谷悦之助から、紀州藩士であり紀州藩の寄合を勤めた佐藤貞次郎⁽¹⁰⁾の陪臣、星野佐兵衛・山田八十八宛てに出された預かり金の請取書である。三谷悦之助については、『多気町史』によると、⁽¹¹⁾十代目吉左衛門の子悦蔵が万延元年（一八六〇）に死亡し、その後功という養子を迎え入れたとある。悦之助は功の別名である可能性、もしくは、三谷万四郎（九代目か）や十代目三谷吉左衛門の兄弟にあたる人物である可能性が考えられる。いずれにせよ、悦之助は、整番11には幕末の四正田村において地土を勤めたとあり、それは、『多気町史』掲載の史料からも確認される。⁽¹²⁾

整番7では、当時、地土で四正田組の隣組、山神組の大庄屋を代々務めていた中村大蔵に、毎年渡している分の内去寅年分として、星野・山田から金五両を預かり受け取った旨が記されている。中村が在村しておらず、代わりに三谷が受け取った可能性が考えられる。

整番8では、銀札御役所に毎年渡している分の去年分金一三両を、やはり星野・山田から預かり受取った旨が記されている。銀札会所とはおそらく松坂の銀札会所のことであろう。⁽¹³⁾

三谷悦之助は、藩役人から多額の御用金を一時的に預けられ、それを中村大蔵や銀札会所に渡す役割を果たしている。これは地土身分の者として行っていたと推測される。

(c) 松坂の飛脚問屋の文書 整番9は、松坂山城屋本町の飛脚問屋山城屋久右衛門から三谷悦之助様宛てに出された覚である。ここでは、久右衛門が和歌山の村上与兵衛様御屋敷の中谷形右衛門様、上野林左衛門様、桑原源右衛門様宛の金札二八四両と一匁六分四厘入一封を間違ひなく先方に届ける旨が記されている。村上与兵衛は、代々紀州藩

の上級役儀を勤めた村上家の人物である。⁽¹⁵⁾ 金札二八四両という多額の金子の用途は不明である。しかし、この史料から、大庄屋ではない地士身分の三谷悦之助が、和歌山城下在住の藩の上級役人に對し、松坂の飛脚問屋を通して金子仲介の役割を果たしていたことが分かる。

また、この史料を見ると、「覚」、「吟味物三ヶ年限り」、「以上」などの文言が板刷りされている。「吟味物三ヶ年限り」が何を意味するかは不明であるが、このような紙が大量に印刷され、金子等の受け渡しを飛脚問屋・地士を介しておこなうシステムが紀州藩領内で確立していたことが読み取れる。

(d) **金子借用関係の文書** 整番10は、金一〇両を竹上小三郎が三谷弥七郎から借用したことを証明した覚である。三谷弥七郎は、十代目三谷吉左衛門の幼名である。竹上小三郎という人物については、天保年間のものと考えられる。「田丸領地士姓名帳」⁽¹⁶⁾には該当する者がいない。また、「紀州藩家中系譜並親類書き上げ」⁽¹⁷⁾でも確認できず詳細は不明である。史料の年は推定ではあるが、文政八年（一八二五）の史料であると考えられる。⁽¹⁷⁾ また、金十両という多額の金をなぜ竹上が借用したのかなど、その経緯は不明であるが、おそらく、竹上に対し、大庄屋として三谷弥七郎が金子を貸したのであろう。

整番6は、天保九年（一八三八）十月に、大破した四疋田組神坂村金剛座寺の修復のために、金一二両を金剛座寺の住職と推定される良信や頭百姓の請人長兵衛他七人が大庄屋三谷橋左衛門から借用することを確認する文書である。ここでは、脇書にその返済方法も記載されている。金剛座寺は文化八年（一八一二）に紀州藩から御下げ金として下された公金をおそらく名目金貸付しており、その貸付の利息分一

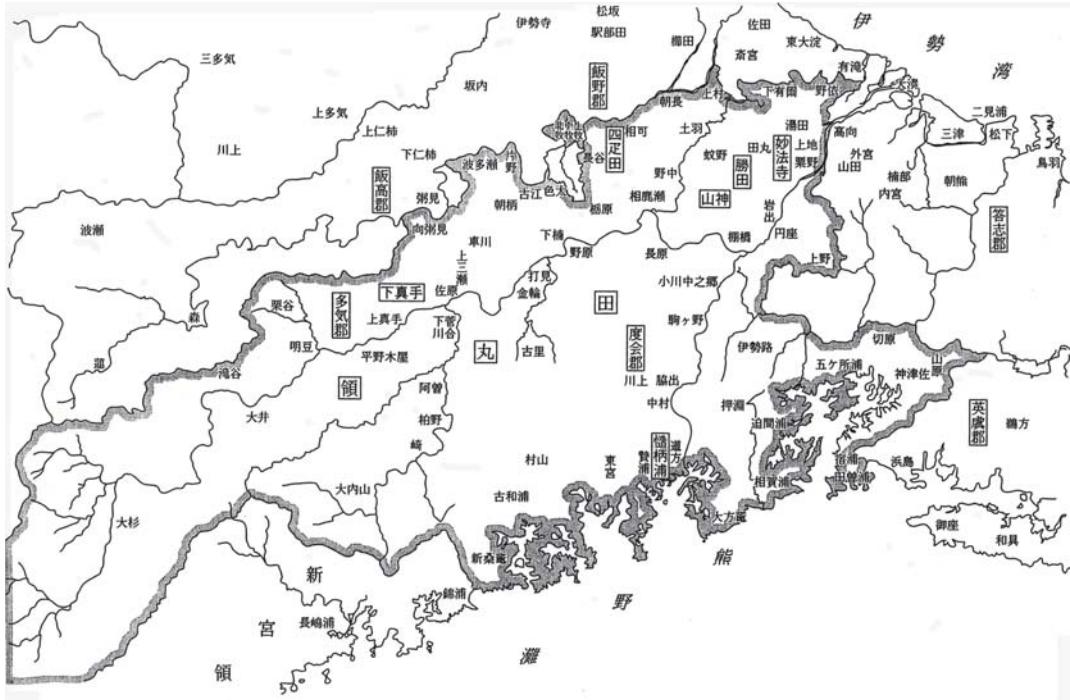
両三步を今回下された一二両の返済に充てるというものである。大庄屋三谷橋左衛門は、金剛座寺と紀州藩の金子貸付の仲介役を担っていたと考えられる。

(e) **三谷悦之助役儀解任の達書** 整番11は、松坂民政局少史生試補を勤めた三谷悦之助を解任する旨が書かれた文書である。紀州藩では、明治二年（一八六九）以降、積極的な郷村改革、軍事改革を行い、その改革の中で同年二月に松坂、白子、田丸の代官所はそれぞれ民政局となった。⁽¹⁹⁾ 明治四年（一八七一）一月七日には松坂民政局は松坂出庁と改称され、田丸、白子民政局はこれに統合された。⁽²⁰⁾ 年未詳であるが、この達書は、この間に出された達書であると考えられる。悦之助は大庄屋を勤めていないが、地士身分の者と認識され、維新後の紀州藩地方行政に迎え入れられていることが分かる。

(f) **講金の受取書** 整番12は、正木（吉か）講勘定元の世話人から三谷様に対し、講金一〇両一二匁八分を受けとった旨が書かれた覚である。正木講については三谷家が関係することから、四疋田村周辺で運営された地域講と考えられるが、詳細不明である。

三谷家の歴代経歴 三谷家は、代々四疋田組三ヶ村を支配する大庄屋であった（次頁地図①②参照）。

「四疋田組大庄屋代々勤書」⁽²²⁾によれば、大庄屋三谷家の成立や歴代の経歴、由緒について次のような記述がある。元和五年（一六一九）、徳川頼宣が入封するに際し、広島に浅野長晟が転封され、その家臣であった三谷弥七郎快照とその子長男三男の二人は広島へ随従した。一方、二男若大夫は病身のため勢州多気郡四疋田村に居住し、それが紀州藩田丸領四疋田組大庄屋三谷家の始まりという。二代目の弥太郎は、



地図① 紀州藩の田丸領

地士を仰せ付けられたが、大庄屋は同じく勤めなかった。この四代、五代の間、元禄七年（一六九四）から寛保元年（一七四一）にかけては、四正田組の村々は波多瀬組の波多瀬氏によって支配された。

寛保元年（一七四一）、六代目吉左衛門の時代に再び大庄屋を仰せ付けられ、三谷家は、また四正田組の支配を行うようになる。彼は、宝暦三年（一七五三）に地士身分となり、同年十二月、大庄屋と勝手御用の功勞により御勘定奉行直支配となった。同十二年六月には、代々御勘定奉行の直支配となり、年頭の藩主お目見えの際は、鬨斗目着用を許される。明和四年（一七六七）一〇月格式は山崎権大夫の通



地図② 四正田組の分布

若大夫の跡を継ぎ、農業に励む百姓身分の者であった。

その跡を継いだ三代目吉左衛門は、寛文四年（一六六四）、藩から大庄屋を命ぜられ、元禄七年（一六九四）まで勤めた。また彼は、寛文十二年（一六七二）から延宝六年（一六七八）までの間、五桂池の開削事業の普請元締役を勤めた人物でもあった。

四代目半左衛門は、病身のために別宅に住み、大庄屋を勤めず、五代目吉左衛門も享保三年（一七一八）十一月に

表② 三谷家歴代略歴

名 前	役 儀	身 分	支 配	家 格	特記事項
初代 若 太 夫		(百姓)			浅野長晟家中三谷弥七郎快照二男
二代 弥 太 郎		(百姓)			初代実子 跡相続 勸農
三代 吉左衛門	四疋田組大庄屋役 〈寛文4～元禄7〉 五桂池御普請元締役 〈寛文12～延宝6〉	(百姓)			二代実子
四代 半左衛門		(百姓)			三代実子 病身につき別宅住居
五代 吉左衛門		地士 〈享保3.11〉			四代実子
六代 吉左衛門	四疋田組大庄屋役 〈寛保元～安永4.7〉	地士 〈宝暦3.4〉	御勘定奉行直支配 〈宝暦3.12〉 代々御勘定奉行直支配 〈宝暦12.6〉	年頭御目見之節鬘斗目 着用御免 〈宝暦12.6〉 山崎権太夫(地士)の 通り 〈明和4.10〉	五代実子 御勝手御用精勤により 田丸領四疋田村の内本田高60石 拝領 〈明和4.10〉
七代 吉 郎 次	四疋田組大庄屋代役 〈明和元閏.12～〉 四疋田組大庄屋役 〈安永4～天明3〉	(地士か)		年頭御目見之節鬘斗目 着用御免 〈明和元.閏12～〉	六代実子
八代 吉左衛門	四疋田組大庄屋役 〈天明4～文化2〉	地士 〈天明5.12〉	御代官所(郡奉行衆)直支配〈天明5〉 御勘定奉行支配 〈享和元.8〉	年頭御目見之節鬘斗目 着用御免 〈享和元.8〉	七代実子
(九代か)万 四 郎	四疋田組大庄屋役 〈文化4.9～文化14.7〉 下真手組大庄屋役 〈文化14.7～文政4.2〉 四疋田組大庄屋後見役 〈～天保4.8〉	地士 〈文政3.5〉	御勘定衆直支配		八代弟
十代 吉左衛門	四疋田組大庄屋代役 〈文化9.11〉 四疋田組大庄屋役 〈文化14.7～〉	地士 〈文化8.6〉	御勘定衆直支配 〈文政6.6〉	年頭御目見之節鬘斗目 着用御免 〈文政5.1〉 小十人格 〈文政12.7〉 独礼格 〈天保8.9〉 大御番格	

* 「四疋田組大庄屋代々勤書」(多気町史編纂委員会編『多気町史 史料編』1991年、多気町)により作成。

りとなり、御勝手御用精勤により田丸領四疋田村の内、本田高六〇石を拝領した。安永四年(一七七五)、病気により役儀御免となるが、その際、長年の功績により、御銀三枚を下し置かれた。

七代目吉郎次は、明和元年(一七六四)閏十二月から大庄屋の代役をとめ、御勝手御用精勤につき年頭の鬘斗目着用を許された。安永四年(一七七五)、大庄屋役を仰せ付けられ、天明三年(一七八三)まで勤めた。

八代目吉左衛門は天明四年(一七八四)、大庄屋役を仰せ付けられ、文化二年(一八〇八)まで勤めた。天明五年(一七八五)十二月、地士身分の相続について認められ郡奉行直支配地士となった。享和元年(一八〇一)八月には、御勘定直支配と年頭御目見えの鬘斗目着用を仰せ付けられた。

九代目と考えられる万四郎は、八代目の弟である。文化四年(一八〇七)に大庄屋役を仰せ付けられ、同十四年(一八一七)、大庄屋役は解任されたが、下真手組の大庄屋役を勤めることになった。四疋田組の大庄屋役については、十代目の吉左衛門が若年のため、その後見役を万四郎が勤めることになったよ

うである。文政三年（一八二〇）五月には、勸農を心掛けたというところで地土身分を仰せつかった。その後、同四年（一八二二）には下真手組の大庄屋を、天保四年（一八〇三）には四正田組大庄屋後見役を解任された。

十代目吉左衛門は、文化八年（一八一二）に父親の地土身分を相続し、同九年（一八一三）十二月、四正田組の大庄屋代役を勤めた。同十四年（一八一七）七月、大庄屋役を仰せ付けられ、先述の通り、その後見役に九代目万四郎が就いた。文政五年（一八二二）閏正月には、年頭御見えの際の鬘斗目着用を許され同六年（一八二三）、川俣川新溝普請精勤のため御勘定奉行直支配の地土となった。同十二年（一八四一）には、役儀精勤のため、小十人格となり、天保八年（一八三七）には、組下をよく治め救合も行ったとして翌年、独礼格になっている。彼は、慶応二年（一八六六）まで大庄屋役を勤めたが、その後は勤めず、四正田組の大庄屋は、東谷定右衛門が勤めたようである。²³ここに、三谷家の四正田組支配は終焉をむかえた。

三谷家の身分と役義 三谷家は、三代目、並びに、六代目以降、紀州藩田丸領の大庄屋を勤めた家系であり、また、五代吉左衛門の代から、ほぼ代々「地土」を仰せ付けられている。以下、紀州藩の職制・身分制における三谷家の位置について若干の考察をしておきたい。

紀州藩では、領内の村々を「郷組」と呼ばれるグループに区分し、寛永年間²⁴にこれらの郷組に「大庄屋」を置いて組下の村々を統轄した。大庄屋が支配する組名は、その大庄屋が所在する村名がつけられた。²⁵田丸領では、六つの郷組に区分され、三谷家は四正田組の大庄屋を寛保元年からほぼ代々勤めた。

大庄屋は郷組を管轄する郡奉行の下で、村々の庄屋の上位にたち、彼らを厳しく監督した。²⁶主な仕事は、①藩からの達や触を庄屋に伝達すること、²⁷②村からの願書や届出書類の受理・決裁をし、藩への上申を行うこと、²⁸③河川の管理、用水工事の夫役の割当、²⁹④小検見法の実施、³⁰⑤武器の取り締まり、³¹⑥他国への出奉公の取締りである。³²

②に関しては、嘉永元年（一八四八）に、波多瀬村で疱瘡が流行した際、村の庄屋から救米の願帳が十代吉左衛門宛てに提出されている。³³吉左衛門が村からの願帳を藩に上申することを期待したものと考えられる。④に関しては、文化十年（一八一三）から天保四年（一八三三）の「願文録」³⁴中において、三谷に対し「毛荒二付御見分願」を願っている。（但し、どの村から出されたものかは不明である。）⑤に関しては、天保十四年に出稼ぎ・奉公人を調査したものが朝柄村から十代三谷吉左衛門へ提出されている。³⁵従って、大庄屋三谷家は、村民の動向を把握していたことが考えられる。

さらに大庄屋は、組内の警察権や簡単な裁判権も委譲されており、村をまたがって大きな権力をもっていた。³⁶寛政七年（一七九五）に平谷村と五桂村との間で光渡山をめぐる山論が起った際には、大庄屋三谷吉左衛門は五桂・平谷両村に尋問して事情説明を命じ、調停に奔走したという。³⁷

このように、三谷家も大庄屋として郡奉行・代官と庄屋の間に立ち、在方の支配に重要な役割を果たしたと考えられる。

また「地土」は、紀州藩成立の在地状況と関係しながら、紀州藩身分制のなかに位置づけられ、幕末期まで存続した。南勢一带には、由緒ある家柄の者や北畠国司の旧臣由来の者が散在して帰農しており、

広大な田畑や山林などから莫大な財力を有して、その地方に勢力を持つている者もいた。⁽³⁸⁾頼宣の入封以来、そのような在野の有力者の不満を慰撫、懐柔しようと、苗字・帯刀を許された者が「地主」である。⁽³⁹⁾そして地主を庄屋や大庄屋などの村役人に就かせ、藩行政の末端に参加させることによって藩政の秩序維持を図ったという。地主の資格を得るためには、それ相応の献金や勤労が必要であった。⁽⁴¹⁾また、「地主常々心得之事」⁽⁴²⁾によれば、地主は身分上藩家中の徒士と同格の待遇が与えられ、居村だけでなく、隣村においても、禁令違背者が出た場合や、村役人の勤務態度が良くない場合には、その旨を代官や郡奉行所に上申する権利を持っていた。地主は服装や帯刀について様々な規制を受けたが、一方では一般の百姓との格差が設けられ、厚遇されていたことが読み取れる。

地主身分の相続に関しては、改めて藩に願出、それ相応の冥加金を上納し、その上関係筋にも多くの進物を上納しなければならなかった。それができなければ、家柄や功績があっても、地主株を一度藩に預け、地主相続の願出を断念しなければならなかったのである。⁽⁴³⁾そのため地主は時代により入れ替わりが激しかった。

三谷家では、六代吉左衛門と八代吉左衛門について、四正田組の大庄屋をしばらく勤めた後に地主身分を仰せ付けられている。万四郎（九代目か）に関しても下真手組の大庄屋を勤めた功績によって地主身分が与えられたと考えられる。ただし、十代目吉左衛門は、父親が早世し大庄屋役は若年のため勤まらなかつた。そこで、大庄屋役は代わりに叔父万四郎が勤め、その後、おそらく成人したころに父親の地主身分を相続したと考えられる。そのため、役儀は勤めないまま、最

初に地主身分を相続し、その後大庄屋を勤めている。また、七代吉郎次と十代吉左衛門は、大庄屋代役を勤めた後、大庄屋役を勤めている。十代吉左衛門の場合は、若年のため大庄屋役の見習として代役を勤めたと考えられる。一方、七代吉郎次については父吉左衛門が御勝手筋精勤により多忙であったと考えられ、その補佐として代役を勤めたものと考えられる。

また、十代吉左衛門は、小十人格や独礼格、大御番格という格式の地主になつているが、『多気町史』によればその格式をもつ地主数は少なく、功績拔群の勤労のある者にのみ与えられたということである。⁽⁴⁴⁾十代吉左衛門の代は、異国船が伊勢近海でも発見されるようになった時代である。彼は、異国船発見時の対応を円滑にするためのやり取りを、藩役人や近隣の大庄屋と頻繁に行つている。⁽⁴⁵⁾このような功績が認められ、異例に格式が与えられたのではないかと推測される。

II 紀州藩松阪領

文化十一年戊十一月付「往来一礼之事」（整番13）は、紀州御領松坂養泉寺を差し出しとし、宛名は諸国御関所御役人衆とする。勢州松坂領岡本村の住人太兵衛なる人物の父、道寿の宗旨身元保証のための往来手形である。松坂領養泉寺は松ヶ島に在地を持つ天台宗の寺院だったが、天正十六年（一五八八）に蒲生氏郷が松坂城を築城した際寺地を与えられ、松ヶ島から松坂へと移つたという。⁽⁴⁶⁾

III 桑名藩金子権太左衛門

整番14・15は、役義拜命・御用拜命の際の出頭命令書である。宛名の金子権太・金子権太左衛門は、桑名藩士と考えられ、戊辰戦争の際、慶応四（一八六八）年閏四月に桑名藩主松平定敬が桑名藩飛地である

越後国柏崎領に移るに従い、御政事総宰沢采女、御政事奉行久徳小兵衛らとともに、定敬の供をつとめた御軍事奉行金子権太左衛門の名が知られる。

IV 某藩人事

整番16〜19は、いずれも同一の筆跡であり、表題に「窺書」と記された人事窺いである。年紀・差出・宛所の記載はないが、人事の対象となった上野寅三（七〇石）・稲垣辰三郎（御歩士勤）・高橋常治（下勘定役）・蜂屋元東（役義不明）・増田弥三左衛門（常番組頭）などは、石高や役義名から、いずれも徒士身分程度の武士であると推定される。伊勢周辺の大名家臣団の可能性を考慮して、『桑名藩分限帳』⁽⁴⁷⁾・『士林浜回』⁽⁴⁸⁾など藩士人名録等を検索したが、該当する人物は確認できない。整番18の「窺書」に見られる蜂屋元東なる人物は役義不明であるが、「元東」や養方弟「元雄」の名から、特定の家業で仕えたものと推測される。不心得で処罰を受けた元東を引き留めようとしていること、養方第である蜂屋元雄に七人扶持遺席定番並の待遇を与え、さらに元東の養子を許可するなど家業相続に便宜をはかっていること、「蜂屋」という名字から、元東らは志野流香道家として知られる蜂谷家関係の人物とも考えられるが、今後の課題としたい。⁽⁴⁹⁾

V 津藩等町人

「万之丞書状」（整番20）は、ペリー来航時に江戸近辺に店を構える万之丞が、その父に宛てた書状であり、文中に「新店」の藤吉が出奔したこと、「きく堂菓」を一貫文分買付けたこと、追伸に「一身田高林主計方…」とあることから、津藩領内の菓商人のものと判断した。また、「千秋書状」（整番22）も、東京からの丸菓出来分である二十貫

分を四日市に送るので貴家（良助）にも協力してほしいこと、大坂一条に印をもらうこと、東京一条にも相談をしたいので一両日中の入来を待っていると記されている。「千秋」「良助」といった個人名に関する詳細は不明だが、内容から両者共に丸菓屋、あるいは菓問屋の可能性が高いと考えられる。

整番21は前欠ながら、大重箱を授かり二十七人で夜食にしたこと、「おゑい様」なる人物に帰りを促したが無理に止めたこと、そのことを「宗惣様」へ断り申し上げることなどを記している。差出は不明であるが、文面から大重箱を届けた主（塩崎）への礼状であると推測できる。塩崎・おゑい様・宗惣様らの関連性は不明である。文中の「職人町病人、実々ハナンギ御座候」により、差出は町人ではないかと判断した。

VI 一志郡伊倉津村

整番23〜39は、伊勢国一志郡雲出七郷のひとつである伊倉津村に関するものである。年代の判明するものでは、明和七年（一七七〇）から明治二十年（一八八七）に及ぶ近世文書五点、近代文書二点の合計一七点である。多くは伊倉津村に居住していた複数の人物に関連するものであり、田畑・屋敷地の売買・質地、金銭貸借に関する史料である。

これらの中では、小林氏と長谷川氏の存在が注目される。まず小林氏は、整番29・30・31などの奥書にそれぞれ「伊倉津村惣代小林康治郎」「雲出村副戸長小林康次郎」「戸長小林康次郎」と記される。これらにより、小林氏は明治初期に伊倉津村惣代や、新政府の下で雲出村の戸長などを務めた村内の有力者であったと考えられる。この小林氏

は、後に貴族院議員を務める小林嘉平次を輩出した家の関係者であると思われる、整番28の「小林嘉平次」もこの一族に連なる人物であると推測される。また、天明期の史料である整番24では「伊倉津村嘉平次」と記され、小林姓の記載はないが、どちらも伊倉津村在住者であること、通称名が同じ「嘉平次」であることから、「伊倉津村嘉平次」も同家の人物と考えてよいであろう。

ついで長谷川氏に関連する文書は、安政五年（一八五八）と翌六年のものが三点（整番25～27）あるが、それ以外の一二点はすべて明治期の史料である。安政期の史料はいずれも伊倉津村喜蔵宛であり、明治六年（一八七三）の史料（整番29）の宛名には「同村長谷川喜蔵」と記されていることから、伊倉津村在住の人物であること、「同村長谷川喜蔵」と同じ通称名を使用していることから安政期の喜蔵と同一人物、あるいは同家の人物であると考えられる。

また、整番37～39から、明治二十年（一八八八）の時点で長谷川喜久次郎が「伊倉津村六拾九番屋敷」に居住していることがわかる。三重県史編さん掛が保管する「小林嘉平治文書」中には、明治十九年五月廿九日付「地所売渡之證」（整理番号339-10）の奥書における「本郷村外式ヶ村戸長代理 筆主 長谷川喜三次郎^④」との記載をはじめ他三点の史料から「本郷村外式ヶ村」の戸長代理を務めていたことが確認され、小林氏と同じく長谷川氏も村内の有力者であったと考えられる。

長谷川氏の一族は、喜蔵、喜三次郎、喜久次郎の三名が見られる。長谷川氏が売買契約等を交わした居住地がわかる相手は、すべて伊倉津村在住者であり、対象となった土地は伊倉津村領内のものであると判明する史料も多い。表③は長谷川氏が購入した土地の所在等を示す

ものである。長谷川氏が購入した土地の合計は一・一三四八ヘクターほどであり、それほど規模の大きな土地売買に関与していたわけではない。

近世の伊倉津村は、本郷・高峰・島貫・池田・長常・十五所・長藤が含まれる雲出七郷のひとつであり、『宗国史』によると寛延年間頃の雲出七郷全体の戸数は六七九戸、人口は二七四〇人、郷士が一人、馬は五〇疋であるが、その内、伊倉津は戸数一七六戸、人口は七三六人、郷士二人、馬二疋を数える。また伊倉津には「塩戸」の記載がみられ、伊勢湾に面した海村であった。^{⑤⑥}近世においては津藩と和歌山藩との相給であり、行政上は「雲出村」として領主から把握されていたとされる。しかし本文書群の史料から、近世後期の地域住民間では、土地売買や金銭貸借の証文において「雲出村」という呼称を使わず、「伊倉津村」の呼称を用いていたことが確認できる。また、整番26の「元金返売渡田地之事」では、「伊倉津村売主忠左衛門」とともに、「同村庄屋覚蔵」「同嘉左衛門」ら、相給村庄屋一名が連印し、「同村庄屋」と肩書きすることから、近世後期の行政区分上の伊倉津は再考の余地があるだろう。

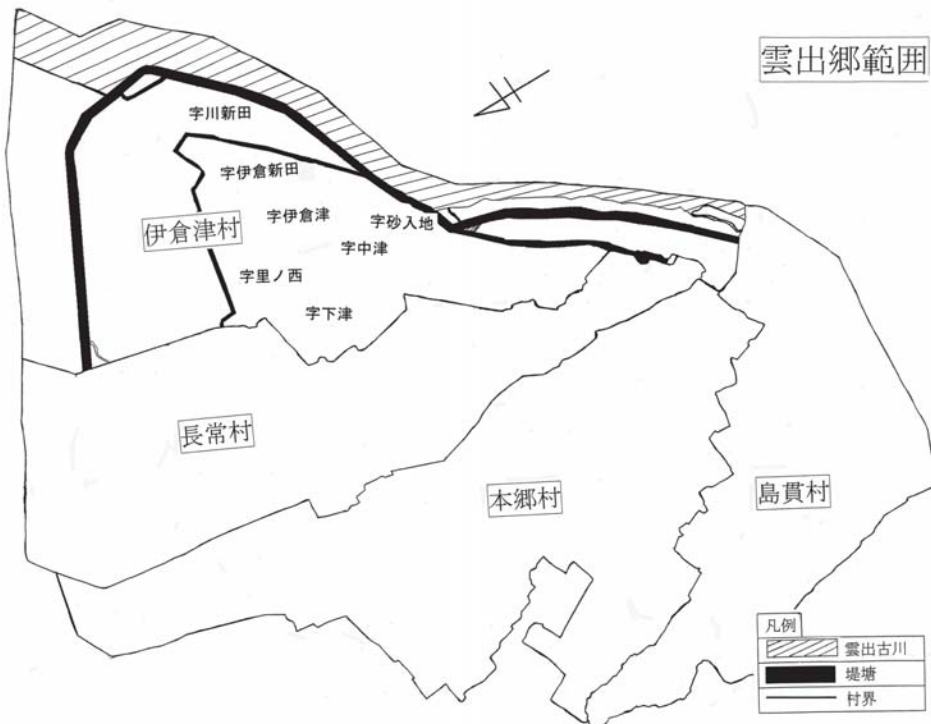
伊倉津村の村域は、明治期（年次不詳）の地籍図から把握することができる（地図③参照）。伊倉津村は雲出古川の左岸に位置しており、川に沿う形で領内北部には川新田、川新田の西に隣接する形で伊倉新田を確認することができる。この地域の新田は、元禄期に津藩によって新田開発されたことが知られており、^{⑤⑧}これら新田は、その時に干拓された地域と推測され、整番25～27にみられる新田も、当地域に該当する箇所と思われる。

表③ 伊倉津村長谷川氏購入土地一覽

調査番号	村名	小字名	等級	反	畝	歩	金額			備考
17	伊倉津村	新田	上田			15	分米7升5合			
22	(伊倉津村)	伊倉新田	上田			15		10.3		
5	雲出村	伊倉津里ノ西	田畑					31		
11	(伊倉津村)	下津	中田		4	3			13	
		(不明)	上畑		4	22				
23	(伊倉津村)	中津747番	畑		7	18			28.63.7	
26	(不明)	1390番字20割	田	1	2	11			32.5	
24	(伊倉津村)	下津14等	田		5	15			24	
25	伊倉津村	(不明)	荒田	2	1	5			30	
12	1	(不明)	433番字高峯	田		6	22			20
			同字	田		1	15			
20	(不明)	1186番字14割	田地						20	質地/M17~19.12.31
13	伊倉津村	字伊倉津1008番	宅地		4	1			27	
14	伊倉津村	1033番字里ノ西	田	2	1	24			70	
12	3	伊倉津村	1186番字14割	荒田	1	3	17			33
12	2	(伊倉津村)	里ノ西	田		5	6			23
		(伊倉津村)	字砂入地	畑		5	5			12
				6	48	194	7升5合	41.3	304.5	

* () 内は表作成者による補足

(両) (円)



地図③

また、整番23・26・28にみられる「元金返」仕法は、質入れをした土地の所有権は年月を経て元金の所有者のものであり、質入れをした際の元金を調達返金すれば土地を請け戻すことが出来るというものである。この「元金返」の慣行には地域差がみられ、伊賀地域にはなく伊勢地域において散見されるといい、本史料から伊倉津村でも「元金返」の慣行を確認することができる。しかし、この慣行が史料にみられるのは明治四年（一八七二）までであり、それ以降の土地取引は永代譲渡という形をとるようになっていく。

VII 安芸郡楠原村

「茶畑小作証」（整番40）は、旧津藩領楠原村の茶畑の小作証文である。この地域での茶生産は明治初年頃から始まったとされる。本史料では、差出人に押印も見られるが、墨線で抹消され、請人・宛名の記載もなく下書あるいは反古とされたものと考えられる。

VIII 木下懇隣講

整番41は、「木下懇隣講」の講金受け渡しに関する証文である。「木下懇隣講」や、差出の「懷山御台所」については、詳細不明である。

IX 文芸関係

整番42は、「加藤松翁」なる俳人と六年間に渡って京都を回ったこと、東本願寺で得度したこと、松翁とその妻に先立たれたことなどが両者を追憶する形で記されている。筆者「奏山農」なる人物は、松翁妻の兄弟であり、松翁とは俳人仲間というだけでなく義兄弟の間柄であったことが文面からわかる。本文後半は清書されておらず推敲の跡が見られ、本文は加藤松翁の遺作句文集等の序文ではないかと推測される。松翁という名の俳人は、『元禄時代俳人大観』⁽⁵⁹⁾内にいくつか

の名が見受けられるが、記載の所屬地が尾陽・尾張・大坂と点々としていること、名字に関しては不明な事から同名の他人の可能性も高いため、同一人物であるのか不明である。また、「加藤松翁」は「一無庵門人」であり、「練五」と号したことも本文中に見られる。「一無庵」は、小林一茶と交友のあった「一無庵丈左房」⁽⁶⁰⁾という人物が知られるが、断定はできない。

おわりに

以上、各文書群の調査経緯や概要を紹介してきた。個々の文書群は、けっして薬種商の経営実態や、個々が属する社会集団・地域社会における関係を十分に物語る史料群とは言えないが、それぞれの家や社会集団・地域社会の一面を伝える貴重な史料である。今後、これらの文書群が関係する史料と合わせて、有効に研究・活用されることを願っている。

ただし、本調査では全体の目録化とともに、史料保存状態が比較的良好であるため、全史料の写真撮影を実施した。本学での閲覧は、関係機関と調整の上、平成二十六年年度からとなる予定である。

注

- (1) 京都二条通は薬種問屋の集まる地域である。『京都の歴史』第6巻、伝統の定着、第三章 伝統文化の成立（一九七三年、学藝書林）。
- (2) 鎌谷かおる「近世後期における堅田商人の金融活動」（『神女大史学』二〇、二〇〇三年、神戸女子大学史学会）。なお、滋賀県立図書館に「堅田北村又三郎文書」があるが、未確認である。
- (3) 国際日本文化研究所の書写資料のなかに、「薬種組合取締細川治

助宛文書」と題するものが見られるが、売却処分された史料の一部と考えられる。

- (4) 三重県玉城町史編纂委員会編『玉城町史』近世史料集 第三卷(萬藏留第一集) 二〇〇七年、玉城町。

大御金蔵之儀、此度相究候通、都而金銀受払元二相成候付、當戊年より式夫米代銀路銀御蔵納を相止、大御金蔵納ニ致候筈候間、左様御心得可有之候、右之段可相通旨奉公衆より申來候、付如之候、已上

十一月廿一日

御勘定所

村田庄左衛門様

- (5) 三重県玉城町史編纂委員会編『玉城町史下巻』(二〇〇五年、玉城町)によれば、紀州藩が年貢とは別に高百石につき米二石を課したものである。

- (6) 『日本国語大辞典2』一九八九年、小学館。

- (7) 宇治山田市編『宇治山田市史下巻』一九七二年、宇治山田市。

- (8) 皇學館大学史料編纂所編『資料叢書 第五輯 神宮御師資料外宮篇四』(一九八六年、皇學館大学出版部)の「外宮師職諸国且方家数改覚」に「蔵田中書」の名があり、出羽国などに九八六人の檀家がいたことが分かる。

- (9) 『伊勢市史』第三卷 近世編二〇一三年、伊勢市。

- (10) 和歌山県立文書館編『収蔵資料目録一〇 紀州家中系譜並に親類書上げ(下)』、二〇一一年、和歌山県。

- (11) 多気町史編纂委員会編『多気町史 通史編』一九九一年、多気町。注11前掲書、二五〇頁〜二五一頁。

- (12) 宇治山田市編『宇治山田市史 下巻』一九七二年、宇治山田市。

- (13) 国文学研究資料館史学館編『史料館収蔵史料総覧』(一九九六年、名譽出版)一九二頁によれば、飛脚問屋であると考えられる。

- (14) 『紀州家中系譜並に親類書上げ(下)』前掲注(10)に同じ。

- (15) 金子延夫著編『三重県郷土資料叢書第91集玉城町史、第二卷―南伊勢の歴史と伝承―』一九八三年、三重県郷土資料刊行会。

- (16) 『弥七郎』は十代吉左衛門の幼名である。吉左衛門は文化十四年

(一八一七)から大庄屋役を勤めているが叔父万四郎が天保四年(一八三三)まで後見役として補佐しており、その間は「弥七郎」を名乗っている。その間、酉年は文政八年(一八二五)のみである。

この年代比定については『多気町史』史料編 二二七頁に掲載される「盗賊被害届」と、『多気町史』二五〇〜二五一頁に掲載された「和歌山藩田丸領松坂領地土名簿」を参考にした。

- (18) 多気町史編纂委員会編『多気町史 史料編』(一九九二年、多気町)によれば、十代三谷吉左衛門は別名を橘左衛門と言った。

- (19) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代一』一九八九年、和歌山県。

- (20) 注19前掲書。

- (21) 堀内信編『南紀徳川史(第十卷)』(一九七一年、名著出版)によれば、四正田組は「朝柄村 向粥見村 波多瀬村 古江村 土屋村 片野村 色太村 車川村 前村 長谷村 神坂村 平谷村 五桂村 仁田村 油夫村 四神田村 西山村 五佐奈村 津留村 上牧村 中牧村 北牧村 井の内村 佐伯村 三正田村 四正田村 相可村 荒蒔村 兄国村 弟国村 朝長村 河田村」(全三三ヶ村)である。

- (22) 注18前掲書。

- (23) 注11前掲書、二五一頁。

- (24) 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近世』(一九九〇年、和歌山県)では、「寛永十二年(一六三五)八月の法度に、初めて大庄屋の名がみえる。」とあり、ほぼそのころに大庄屋が設置されたと推定しているが、この年に領内全ての地域に一斉に置かれたのではなく、徐々に置かれていったという可能性があることを記述している。

- (25) 注11前掲書。

- (26) 注11前掲書。

- (27) 注11前掲書。

- (28) 注11前掲書。

- (29) 注11前掲書。

- (30) 注24前掲書。

- (31) 注24前掲書。
- (32) 注24前掲書。
- (33) 勢和村史編纂委員会編『勢和村史 資料編1』二〇〇一年、勢和村、一九七頁～二〇一頁。
- (34) 注18前掲書、二〇五頁～二〇六頁。
- (35) 注33前掲書、一七九頁～一八五頁。
- (36) 注11前掲書。
- (37) 注11前掲書。
- (38) 注11前掲書。
- (39) 注11前掲書。
- (40) 注11前掲書。
- (41) 注11前掲書。
- (42) 注18前掲書。
- (43) 注11前掲書。
- (44) 注11前掲書。
- (45) 注14前掲書、三五四頁～三七七頁。
- (46) 『角川日本地名大辞典 二四 三重県』（角川書店、一九八三年）
- (47) 『桑名藩分限帳』（桑名市教育委員会、一九八九年）。
- (48) 『士林浜回』（愛知県郷土史料刊行会、名古屋叢書続編第一七巻）二十巻所収、一九八三年。
- (49) 蜂谷本家は幕末期に尾張藩で勤めていたことから、『士林浜回』内に該当人物がないかも調査したが、「蜂屋」という名字は発見できたものの、元東らの名は発見できず、「蜂屋」家自体も断絶系譜に記されていたことから、本文書とは無関係と考える。また、蜂谷門人については蜂谷本家が所蔵する「門人帳(上)」「諸国香道門人帳(下)」（松隠軒蔵書）があるが確認できていない。
- (50) 鈴木善作編『地方発達史と其の人物』（郷土研究社、一九三八年）。
- (51) 「譲り渡し添証文之事」（調番17）、「借用申金子之事」（調番21）、「元金返売渡田地之事」（調番22）。
- (52) 三重県史料編さん掛寄託保管「小林嘉平治文書」。
- (53) ①明治十七年十月三十日「借用金證券」（整理番号37-17）から「筆生長谷川喜三」、②明治十九年六月十八日「地所売渡証」（整理番号339-13）から「本郷村外二ヶ村戸長代理 筆主 長谷川喜三次郎 ④」③明治十九年九月廿五日「地所売渡之証」（整理番号339-14）から「同郡伊倉津村 証人 長谷川喜久次郎 ④」「本郷村外二ヶ村戸長代理 筆主 長谷川喜三次郎 ④」。
- (54) 雲出村は町村分割により本郷・鳥貫・伊倉津・長常となるが、史料上は「本郷村外二ヶ村」となっている。当時のものと思われる地籍図においても、先に述べた四ヶ村が確認されることから、史料上の「本郷村外二ヶ村」は誤表記と推測される。
- (55) 『宗国史』上巻（伊賀古文献刊行会、一九七九年）。
- (56) 前項同。
- (57) 雲出村の状況から明治十年（一八七七）～同二十二年（一八八九）の間に作成されたものと思われる。『二志郡雲図村地籍図』（伊勢国一志郡伊倉津村全図・同郡長常村全図・同郡鳥貫村全図・同郡本郷村全図）。
- (58) 『歴史地名体系 三重県』の雲出村の項、平凡社。
- (59) 『元禄時代俳人大観 第一巻 第二巻』（雲英末雄監修／佐藤勝明・伊藤善隆・金子俊之編、二〇一二年）。
- 第一巻は貞享元年（一六八四）～元禄十年（一六九七）、第二巻は元禄十一年（一六九八）～宝永四年（一七〇七）を対象としており、「松翁」の名は元禄三年から八年の間に散見される。
- (60) 山本和明「一無散人 諸国奇談 東遊奇談——翻刻と解題——」（『相愛女子短期大学研究論集』42 1-36 一九九五年）。一無庵丈左房は、近世中後期に活躍した俳人で、岸丈左、一無庵とも号する人物で、寛政五年（一七九三）の『奥のしほり』、同六年の『狭小辺墳集』、同七年の『俳諧八儂歌』などが編著がある。『奥のしほり』の序文には、「我やことなき卿に仕まつり志を風流の為に官を辞して世をいとひしに」とあり、薙髪する前は宮中（山本氏の考察では、鷹司輔平と想像されるとの指摘がある）で仕えた人物と考えられるという。俳諧を通じた交友では、成美・闌更・松露庵鳥明・鈴木牧之・小林一茶などが知られるが、詳細は明らかでない。寛政

八年一月には、松坂の本居宣長を訪れている。早稲田大学図書館所蔵『熊谷俳諧資料』のなかに岸丈左の「書簡集」等五一巻があるが、宛所として松翁・練五の名は見られない。「加藤松翁」の人物考証は後考を待ちたい。

〔付記〕 本調査では、三重県環境生活部文化振興課県史編さん班主幹の藤谷彰氏には、関係文献の紹介や史料閲覧に際して、大変お世話になった。末筆ながら記して謝意を表したい。

凡例

一、本目録は、京都女子大学図書館所蔵「薬種商八幡屋北村又三郎文書」二七点、「大和国宇陀郡松川薬種商細川治助文書」一四五点、「伊勢地域関係収集文書」四二点の目録である。

一、史料上の異体字・合字・略字などは、原則として常用字体に改めた。

一、破損・虫損・抹消などにより判読不明な文字は、□・「」などにより表した。

一、目録欄の「整番」は、本目録による分類ごとの整理番号である。

一、「調査」は、初期調査において付与した調査番号である。

一、「年月日」は、文書上の年紀とし、記録等で記載年代の幅のあるものは最初の年紀のみを記した。また、年紀のない文書で年代を推定できるものは（ ）内に表した。

一、「文書名」は、原則として原題を記し、原題のないものは文書名を付与し「」内に記した。また、補足する場合は（ ）内に記した。

一、「差出↓宛所」は、はじめに文書発給者もしくは記録者を示し、「↓」を付した後に、文書の宛名・宛所を記載した。発給者または宛名・宛所が複数ある場合は、適宜冒頭数名を記した上で、他何名と略記した場合がある。

一、「形状」は、用紙における縦紙・切紙・縦継紙・切継紙・切続紙・折紙の区別をしたうえで、「縦紙」「切紙」「縦継紙」「切継」「切続」「折紙」と表記した。

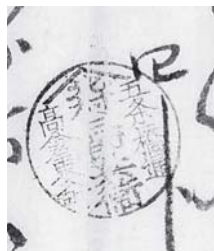
一、「頁数」は、数値のみを記した。

一、「内容／備考（一括関係など）」は、文書の内容を略記し、現状での紙縫・包紙・巻込などによる一括関係、前欠・後欠などの伝存状況、印文などを示した。

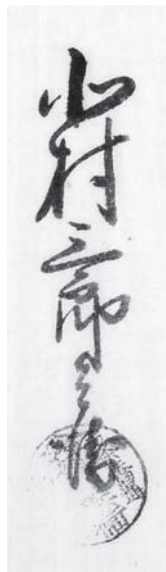
一、本文書目録の作成は、母利および本学大学院生塩澤美穂・柴田祐希、大学院研修生鷲見敦子が行い、調査段階では本学准教授梅田千尋・同早島大祐、本学大学生が参加した。



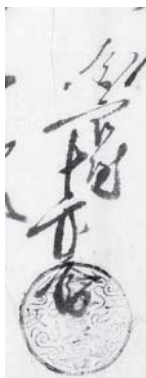
图③ 北13 树屋安兵衛



图② 北7 北村三郎兵衛



图① 北2 小西九兵衛



图⑧細1-18 奈良屋喜兵衛



图⑦細1-17 小堀屋源助



图⑥細1-8 三輪才才



图⑤細1-7 近江屋彦兵衛



图④細1-1 小西久兵衛



图⑬細1-28 大黒屋八次郎



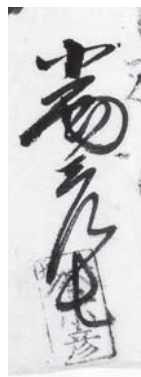
图⑫細1-27 小西彦七



图⑪細1-24 奈良屋喜兵衛



图⑩細1-22 小山甚吉



图⑨細1-19 小西彦七

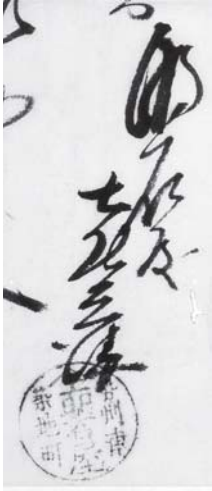


図17細1-43
明石屋喜兵衛



図16細1-40 小西喜輔



図15細1-36 小西利兵衛

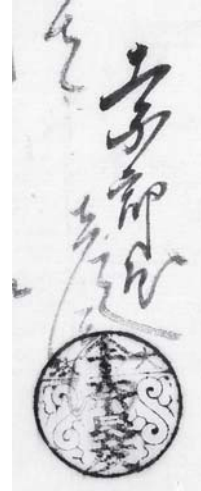


図14細1-33
奈良屋彦兵衛



図22細1-61
小西又七



図21細1-59
河中屋清八



図20細1-56
八荷屋弥介



図19細1-59
小西原三郎

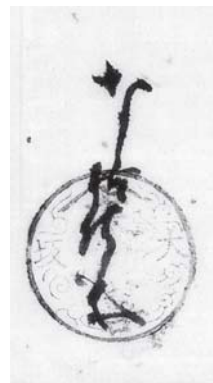


図18細1-48
なら屋喜兵衛

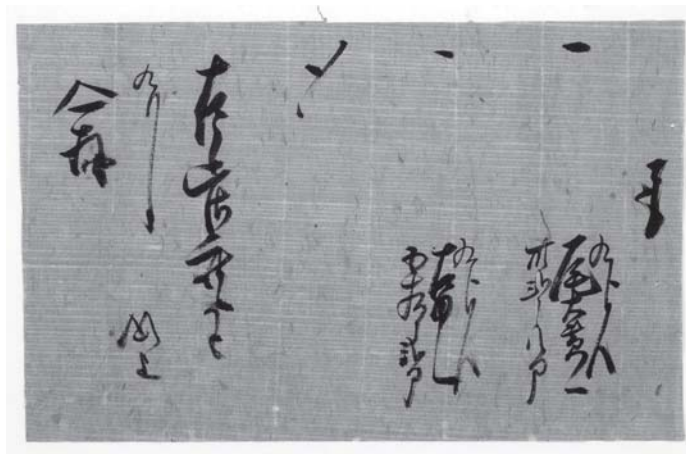
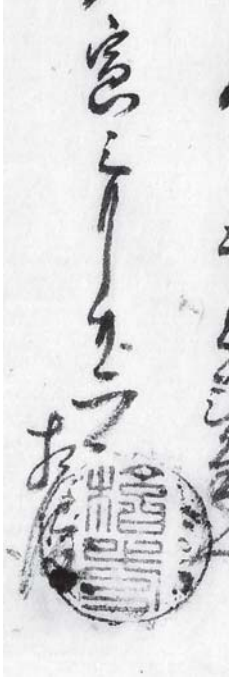


図23細1-52 小西彦七→細川治助



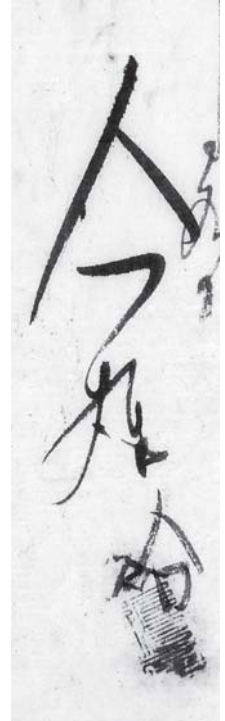
図②⑦細 2 - 47
捨皮屋三右衛門



図②⑥細 2 - 45
小西茂兵衛



図②⑤細 2 - 35
小西茂兵衛



図②④細 2 - 25
人□→人様



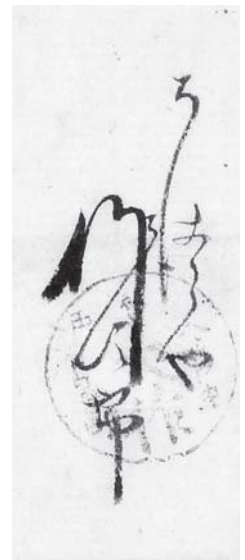
図③②細 2 - 75
近江屋太衛門



図③①細 2 - 62
近江屋安五郎



図②⑨細 2 - 50
守道屋弥吉



図②⑧細 2 - 49
大沢屋作次郎



図③①細 1 - 28
大黒屋安五郎

1 薬種商八幡屋北村又三郎文書

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛名	内容／備考（一括関係など）	形状	員数	分量
1	15	文化元年5月4日	三月切御かい分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	上本蘇枋拾丸2件、代銀につき差引過上銀高の仕切書。裏継印有。	堅継	1	31.4* 41.7
2	21	文化元年7月	六月切御かい分仕切 (蘇木)	小西九兵衛(印) → 八幡屋又三郎様	上本蘇木20丸の代銀より、他の利銀などを差し引いた6月分仕切書。天に割印2箇所、金額上に2箇所割印有。	堅紙	1	31.2* 41.5
3	6	文化元年11月	十月切御買分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	10月の御買分仕切りとして、上本蘇枋・上本蘇木両品物の売買に関わる過上銀支払済証。天に割印3箇所、本文中金額3箇所印有。	堅続	1	31.4* 48.9
4	11	文化2年5月	三月切御買分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	上本蘇木30丸2件の代銀に、差引分先年以来的の取引に伴う過上分を計上した3月切分の仕切書。天に2箇所、文中金額部分3箇所に割印有。	堅続	1	28.4* 56.5
5	14	文化2年7月	六月切御買分仕切 (檳榔子)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	三萬檳榔子代銀に口銭などを加算した金額確認のための6月切仕切書。金額部分に割印1箇所有。	堅続	1	28.0* 34.4
6	7	文化2年11月晦日	当月限御買分仕限書	北村三郎兵衛(印) → 八幡屋又三郎殿	式万斤物連堯(麴) 2件の10月限、御買分の差引として銀80目4分3厘の支払済証。割印など有。	切続	1	30.9* 42.2
7	12	文化2年11月	十月切御うり分仕切 (檳榔子)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	両名檳榔子10櫃、2件の代銀1貫516匁2分につき、差引など仕切書。裏継印有。	堅継	1	28.1* 40.8
8	2	(文化3年カ) 寅3月	正月限うり分仕切 (檳榔子)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	薬種「三萬檳榔子」(檳榔子) 50櫃代銀7貫202匁2分5厘より先年取引の過払分などを差引、6貫997匁2分9厘となることを示した仕切書。裏に継印有。天に2箇所割印有。	切紙	1	28.2* 35.6
9	3	文化3年7月2日	覚(象牙代銀請取証文)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	象牙代銀4貫944匁6分についての請取証文。天に2箇所、他3箇所割印有。	切紙	1	29.0* 22.5
10	1	文化3年10月5日	覚(月切御売り物代銀請取証文)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	銀3貫5百目を10月切で御売り物代の内として請け取る。天に割印1箇所。金額2箇所印有。	切紙	1	28.1* 15.6
11	17	文化4年7月	六月限御買分仕限 (胡椒)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	6月限御買分として、無銘胡升20櫃代銀に、口銭・過上銀などを計上した、2貫551匁5分の仕切書。裏印1箇所、本文中に割印1箇所有。	切続	1	28.0* 29.3
12	18	文化4年11月	大差銀御うり分仕切 (大嶋黒砂糖)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	大嶋黒砂糖100樽の代銀8貫349匁6分6厘に口銭を加算した仕切書。天に割印2箇所有。貼紙「砂糖相場又三郎渡ル」有。	堅紙	1	29.4* 32.4
13	19	(文化5年カ) 戊辰11月	十月切御売分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	10月切の御買分仕切として、本蘇枋20丸、代銀16貫600匁に対して、寄方・品物欠品分を差し引いた仕切り銀15貫850匁2分につき支払済書。天に割印1箇所、金額部分に印1箇所有。	堅切	1	28.7* 27.1
14	20	(文化6年カ) 己巳年9月11日	1ヶ月限御うり分仕切 (象牙)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	10ヶ月限御うり分仕切として、久一象牙17本代銀より歩引などを清算した仕切書。天に割印2箇所、本文中代銀箇所に割印1箇所有。	切続	1	27.4* 33.0
15	26	文化7年3月	正月切御買分仕切 (猪苓)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	九千五百猪苓30櫃・三千文附子30櫃などの買分に、口銭・船賃・利足分を含めて算出した仕切書。天に割印2箇所、金額上に割印1箇所有。紙継裏に1箇所印有。	堅続	1	28.3* 48.4
16	24	文化7年7月13日	覚(売物代金受領二付)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	6月切売物代のうち、金77両受領につき覚。天に割印1箇所、金額・本文中2箇所に印有。	堅切	1	28.6* 14.1

17	9	(文化7年カ) 庚午7月	六月切御買分仕切 (胡升・祝実・知母・猪苓・烏蛇・宿砂ほか)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	胡升・祝実・知母・猪苓・烏蛇・宿砂(砂)などの量目、代銀差引過上分につき仕切書。裏継割印有。	堅紙	1	28.7* 73.3
18	25	(文化7年カ) 庚午5月	三月切御買分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	上本蘇枋拾丸4件の買分と上本蘇枋四十九丸の売分について、口銭・割引分を含め差額を示した仕切書。天に割印3箇所、金額上に割印1箇所所有。紙継裏に1箇所印有。	堅紙	1	28.8* 43.5
19	27	(文化7年カ) 庚午11月	十月切御買分仕切 (麒麟血・附子)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	通天印麒麟血10箱・三千附子30櫃他薬種買分から、売分・諸費用を差引いた仕切書。天に割印2箇所、金額上に割印2箇所所有。紙継に裏印2箇所所有。	堅紙	1	28.6* 61.3
20	4	(文化8年カ) 辛未5月	三月切御売分仕切 (蘇枋)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	三月切分の上本蘇木代3件、計23貫890匁から「百三引」「欠引」を差引、計22貫298匁の仕切書。天に割印2箇所、差出下印1箇所所有。	堅切 続	1	29.0* 44.6
21	5	(文化8年カ) 辛未霜月	十月切御買分仕切 (甘草)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎殿	10月切御買分仕切として、「壹万甘艸五櫃」、代銀3貫823匁6分から「付かへ」などを差引、過銀分を計上した仕切書。天に割印1箇所、続紙部分に割印1箇所所有。	切紙	1	28.6* 43.8
22	8	天保6年2月25日	三月切利足引仕切覚 (椰子油)	井口次藏 → 北村又三郎様	「玉印椰子油」(薬種柳絮)50箱の代金に天津迄の送料・口銭を加え、加之利銀を差し引いた5貫393匁9分6厘の仕切状。両向上辺に割印3箇所ずつ有(計6箇所)。折紙状(横帳綴用2ツ折)。片面に表題史料。裏面に同年正月切の「仕切覚」有。	折紙	1	30.1* 40.5
23	16	(天保6年カ) 乙未2月	正月限御うり分仕切書 (阿仙薬)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	両銘阿仙薬30櫃、5貫191匁2分の他2件の代銀につき、差引仕切銀高の支払決済書。	堅紙	1	31.0* 41.4
24	13	(年未詳) 未3月	當切御買分仕切覚 (芦会・白檀)	柘屋安兵衛 → 北村亦三郎様	芦会(アロエ)20箱・白檀50櫃の代銀計13貫606匁に口銭を加算し、利足などを差引いた705匁7分9厘につき、未3月切分の計算仕切書。天に割印2箇所所有。	堅切 続	1	28.5* 42.0
25	10	(年未詳) 辛未7月	六月限御買分仕切 (石から・キリン血)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	石かう(膏)・通天印キリン血などの代銀差引分につき、6月限仕切書。裏に継印有。天に2箇所、他1箇所割印有。	堅紙	1	28.6* 50.9
26	23	(年未詳) 巳7月	十月切御買分仕切 (枳実)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	枳実30櫃代銀3貫329匁5分5厘について、10月御買分を算出した仕切書。天に割印1箇所、本文中に割印1箇所所有。裏印1箇所所有。	切紙	1	28.8* 39.5
27	22	(年未詳) 巳11月	十月限御買分仕切 (蘇木・象牙)	小西九兵衛(印) → 北村又三郎様	上本蘇木30丸代銀より「十一万」30丸と象牙売買に関わる金額の差額を算出した仕切書。天に割印3箇所、金額上に2箇所割印有。紙継目裏に1箇所裏印有。	切紙	1	28.3* 48.1

2 大和国宇陀郡松川薬種商細川治助文書

整番	調番	年月日	文書名	差出宛名	内容/備考(一括関係など)	形状	員数	分量
1	1-1	(年未詳) 8月18日	売覚(大黄)	小西久兵衛(印) → 細川治助様	「福印大黄 式櫃」代銀・口銭の8月限差引仕切書。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.7* 25.8
2	1-2	(安政5) 午5月17日	うり覚(荔枝積)	近江屋彦兵衛(印) → 細川治助様	「荔枝積 壺櫃」代銀・口銭の6月切仕切書。印文「道修町近江屋」。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.9* 13.1
3	1-3	(安政5) 午7月24日	覚(代銀受領書)	近江屋彦兵衛(印) → 細川治助様	鍵さ様より・小重郎様より・奈良喜様よりの代銀3口の受領書。印文「道修町近江屋」1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 15.4
4	1-4	(安政5) 午7月25日	覚(売メ高・買もの銀積り・かけ銀等三軒受取分引合書)	近彦兵衛→△様	「売メ高」「買もの銀積り」「かけ銀」「三軒より受取分」差引の引合書。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 24.0
5	1-5	(安政5) 午5月17日	うり覚(益知・麻黄)	近江や彦兵衛(印) → 細川治助様	「◎陽気印益知 五櫃」「朝鮮武徳印麻黄 拾櫃」の6月切代銀仕切書。印文「道修町近江屋」。天割印2ヶ所、裏継印1ヶ所所有。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.7* 28.3
6	1-6	(安政5) 午11月9日	うり覚(某品)	近江屋彦兵衛(印) → 細川治助様	「表三人セメシーナ五箱」10月切代銀仕切書。印文「道修町近江屋」。天割印有。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.6* 15.1
7	1-7	(安政5) 午12月朔日	覚(十月切売切代銀受取)	近江屋彦兵衛(印) → 細川次助様	「小平三様より」「奈良喜様より」の二口銀を10月切売切代の内へ受け取る。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 17.4
8	1-8	(慶応4) 辰8月4日	覚(壺表代銀受取書)	ミワ壺才(印) → 大和屋治助様	壺表代銀受取書。印文「参輪□五郎」。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 16.5
9	1-9	(年未詳) 11月12日	売附覚(小八小豆)	河中清八 → 大和屋治助様	10月11日に「△小八小豆 式表」を98匁で売付けたので承引されたい。1-1～61紙綴綴一括。薄茶色染紙。	切紙	1	16.1* 20.3
10	1-10	(年未詳) 10月12日	売附覚(秋小豆)	河中清八(印) → 大和屋治助様	「△秋小豆 式表」を109匁で売付けたので承知されたい。印文「河清」。1-1～61紙綴綴一括。薄茶色染紙。	切紙	1	15.5* 20.4
11	1-11	(年未詳) 10月17日	売附覚(秋小豆)	河中清八 → 大和屋次助様	10月17日に「△秋小豆 式表」を109匁で売付けたので承引されたい。1-1～61紙綴綴一括。薄茶色染紙。	切紙	1	15.6* 21.6
12	1-12	(年未詳) 亥9月22日	うり付覚(真木香・木香)	小西原三郎(印) → 中尾庄治郎様	二百七十六「下真木香・下木香」極限度で1匁7分の代とする。印文図㊟。割印有。1-1～61紙綴綴一括。調番1-13を接続。	切紙	1	16.0* 33.7
欠番	1-13				調番1-12に接続。			
13	1-14	(年未詳) 亥9月20日	うり付覚(真木香)	小西原三郎(印) → 中尾庄治郎様	二百七十五「下真木香」極限度で1匁7分の代とする。印文図㊟。割印有。前欠。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 27.6
14	1-15	(年未詳) 酉12月9日	うり付覚(玉川苧)	小西彦七(印) → 大和屋治助様	式百式三「玉川苧」戌正月限で2匁5分の代とする。印文「全小彦」。割印有。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	15.7* 23.5
15	1-16	(年未詳) 戌6月23日	此方へ買覚(大銘阿仙薬・壺万身五千斤物蒼朮)	小西秀次(印) → 大和屋次助様	「大銘阿仙薬 廿櫃」6月切6匁替、「壺万五千斤物蒼朮 廿櫃」6月切4匁替の代とする。割印2ヶ所所有。1-1～61紙綴綴一括。	切紙	1	16.4* 23.8

16	1-17	(年未詳) 戌10月4日	覚 (三品)	小堀や源助 (印) → 大和屋治助様	△の3品につき売付けたので御引合せ願う。印文「大坂長堀中橋小源」。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 24.4
17	1-18	(年未詳) 12月2日	売付覚 (角川芎)	奈良屋喜兵衛 (印) → 大和屋治助様	「△エリ角川芎」を正月切に4匁5分の代とする。印文「全大坂奈良喜」。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 24.0
18	1-19	(年未詳) 酉11月20日	うり付覚 (和白芷・角川芎・真木瓜)	小西彦七 (印) → 大和屋治介様	「和白 (白) 芷」「角川芎」「真木瓜」戌正月限りに代銀を定める。印文「大坂全小彦」。割印3ヶ所有。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.5* 44.6
19	1-20	(年未詳) 酉11月15日	うり付覚 (当帰)	小にし彦七 (印) → 大和屋治介様	「△天上印当帰」戌正月切に代1匁9分とする。印文図⑨。割印有。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.3* 23.6
20	1-21	(年未詳) 9月16日	算用書 (九車拾髮代金)	小西久兵衛 (印) → 細川治輔様	「九車拾髮」の代金等の勘定書。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 23.1
21	1-22	(年未詳) 辰8月17日	覚 (某代銀等算用)	小山甚六 (印) → 細川治助様	某代銀等の算用書。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.9* 29.0
22	1-23	(年未詳) 正月19日	うり付覚 (袖ありこしゆ他)	全→△様	「袖ありこしゆ」他、正月限の算用書。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.5* 24.1
23	1-24	(年未詳) 子11月20日	うり附覚 (真呉朱莢)	奈良屋喜兵衛 (印) → 細川治助様	「真呉朱莢 四俵」の代銀仕切書。印文「全大坂奈良喜」。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.3* 16.0
24	1-25	(慶応3) 寅12月21日	売附覚 (当飯)	奈良や喜兵衛 (印) → 細川治助様	「△天上当飯 三丸」の代銀仕切書。印文図⑩。印文1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.1* 18.8
25	1-26	(慶応3) 寅12月3日	売附覚 (磨川芎)	奈良や彦兵衛 (印) → 細川治助様	「△磨川芎 三丸」の来正月切、代銀仕切書。印文図⑪。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 20.1
26	1-27	(年未詳) 丑9月20日	御売付覚 (某品)	小にし彦兵へ (印) → 細川治助様	「□□ 式本」の10月限の代銀仕切書。印文図⑫。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.9* 15.1
27	1-28	(年未詳) 子7月20日	覚 (紺服・緋紋ふく代銀勘定)	大黒屋八次郎 (印) → 細川次助様	「紺服□ 忝反」「緋紋ふく 忝反」の代銀と入銀の差引勘定書。印文「大坂舟場備後町五丁目大黒屋八次郎」図⑬。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 36.8
28	1-29	(年未詳) 戌11月29日	此方へ買覚 (和白芷他)	近江屋安五郎→大和屋治助様	「△和白芷 二丸」等を、亥正月切で此方へ買い受けた。割印「葉種大坂道修町近江屋安五郎」有。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.0* 32.4
29	1-30	(慶応元) 正月13日	覚 (福さ□・貫條万等代金書上)	小西屋利兵衛→△様	「福さ□」「貫條万」等の代金書上。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.3* 33.0
30	1-31	(年未詳) 戌7月25日	うり附覚 (尾大黃)	小西彦七 (印) → 大和屋治助様	「尾大黃 式円」を入手したので御承知されたい。印文図⑭。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	
31	1-32	(年未詳) 寅11月20日	売附覚 (和白芷・当飯)	奈良や彦兵衛 (印) → 細川治助様	「△和白芷 三丸」「△天上当飯」等、来る亥正月切の代銀書上。印文「奈良彦」図⑮。割印有。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	
32	1-33	(年未詳) 11月27日	売附覚 (磨川芎)	奈良屋彦兵衛 (印) → 細川治助様	「△磨川芎 忝筒」、正月切の代銀書上。印文「奈良彦」。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	
33	1-34	(年月日未詳)	売附 (山剥黄芩)	奈良屋彦兵衛 (印) → 細川治助様	「山剥黄芩 式筒」、極月切の代銀書上。印文「奈良彦」。1-1~61紙綴綴一括。	切紙	1	

34	1-35	(年未詳) 卯5月19日	此方へかゝる覚 (広東人參)	小西又七→細川治助様	「三汭広東人參」、6月切、158匁と記す。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	
35	1-36	(元治元) 子10月15日	覚 (銀高書上)	小西利兵衛 (印) → 細川治助様	「一銀八百四拾目也、右之通御座候、以上」とあり。印文「大坂冨□□」図⑮。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.3* 18.9
36	1-37	(元治元) 子10月16日	うり覚 (呂眼石)	小西喜助→細川治助様	「逸零印呂眼石 貳拾櫃」、10月切の代銀書上。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.4* 12.7
37	1-38	(慶応元) 子11月晦日	御うり附覚 (磨川芎)	小西彦七 (印) → 細川治助様	「青玉磨川芎 貳箇」、来正月切の代銀書上。印文「小彦」図⑨。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	17.0* 20.0
38	1-39	(年未詳) 卯12月6日	卯十月限仕切覚 (山剥・白芷)	小西彦七→細川様	「山剥 六丸」「白し 三丸」の10月切の代銀仕切書。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.5* 35.2
39	1-40	(万延元) 10月22日	改十月限仕切覚 (呂眼石・阿仙薬)	小にし喜輔衛 (印) → 細川治輔様	「逸零印 呂眼石 廿櫃」「宝舜 阿仙薬 廿櫃」の10月切代銀仕切書。印文図⑯。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	17.0* 34.4
40	1-41	(元治元) 子9月11日	覚 (大黃・広東・烏薬・酸棗仁等代銀二付)	小西喜輔→細川治輔様	大黃・広東・烏薬・酸棗仁・甘草など9品の薬種代銀勘定書。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.2* 52.9
41	1-42	(天保11) 子10月24日	此方えかる覚 (甘草)	小西喜助 (印) → 大和屋次助様	「三万五百 甘艸 拾櫃」、8月限の代銀仕切書。印文図⑰。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.8* 21.3
42	1-43	(年未詳) 午8月8日	仕切書之事	明石屋喜兵衛 (印) → 和州宇田細川治助殿	「飛切 四拾八丸」の代金等差引勘定、出入りなく済んだ旨記す。印文「全勢州津築地町明石屋」図⑱。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	24.9* 43.3
43	1-44	(慶応3) 12月2日	御うり附覚 (和白芷・天上当帰・磨川芎)	小西彦七 (印) → 細川治助様	「和白芷 貳箇」「天上当帰 貳箇」「青玉磨川芎 貳箇」、来正月限の代銀仕切書。印文「全小彦」図⑲。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.9* 37.1
44	1-45	(年未詳) 2月7日	売附覚 (磨川芎)	奈良屋彦兵衛 (印) → 細川治助様	「磨川芎 貳丸」「磨川芎 四丸」、3月切の代銀書上。印文「全大坂奈良屋」図⑳。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	15.9* 31.9
45	1-46	(年未詳) 寅11月19日	御売附覚 (磨川芎・正天武・和白芷)	小にし彦七 (印) → 細川治助様	「磨川芎 貳介」「生天武 貳箇」「三和和白芷 貳箇」、来正月限の代銀仕切書。印文「全小彦」図㉑。1~61紙綴綴一括。	切紙	1	16.6* 37.8
46	1-47	(慶応3) 6月11日	算用書 (極上当帰)	小西久兵衛→細川治助様		切紙	1	16.2* 45.4
47	1-48	(慶応元) 丑正月17日	子十月限・極月限仕切覚 (磨川芎他)	なら屋喜兵衛 (印) → 細川治助様	「△山菜黄込」「△磨川芎 貳丸」等の代銀済し書。印文「大坂奈良喜」図㉒。1-1~1-61一綴。	折紙	1	30.8* 44.7
48	1-49	(慶応4) 辰6月12日	辰三月限御仕切覚 (磨川芎)	小西彦七 (印) → 細川治助様	「磨川芎 貳介」の代銀・口銭・藏敷などの差引残金を記す。印文「全小彦」図㉓。1-1~1-61一綴。	折紙	1	31.0* 44.8
49	1-50	(年未詳) 戌11月5日	うり付覚 (当帰)	小にし彦七 (印) → 大和屋治助様	「天上当帰 貳丸」極月切の代銀にて御入手を頼む。印文「全小彦」図㉔。1-1~1-61一綴。	切紙	1	15.0* 29.4
50	1-51	(年未詳) 12月12日	うり附覚 (磨川芎)	小西にし七 (印) → 大和屋治助様	「磨川芎 壹円」他、正月切代銀で御入手御承知されたい。印文「全小彦」図㉕。1-1~1-61一綴。	切紙	1	15.2* 34.0

51	1-52	(年未詳) 9月	覚(尾大黃他代銀)	全→△様	「尾大黃」など2品の代銀言上。1-1~1-61一綴。図⑳参照。	切紙	1	14.7* 22.8
52	1-53	(年未詳) 戌9月28日	八月限仕切覚(厚朴・尾大黃・前胡・中切大黃他)	小西彦七(印)→大和や治助様	「厚朴 三」「尾大黃 二」「前胡 二」「中切大黃 一」の代銀・口銭・蔵敷の差引残金勘定し、銀子出入りなく相済む。印文図㉔。1-1~1-61一綴。	切紙	1	14.6* 45.0
53	1-54	(年未詳) 戌3月20日	仕切覚(朱奥・和白芷・当帰代銀等)	八荷屋弥介(印)→大和屋治介様	「△山朱奥 壹丸」「同和白芷 三丸」「天上当帰 三丸」他の代銀・口せん・蔵敷の差引残銀を渡し出入りなく相済む。印文「□路町老丁目」図㉕。1-1~1-61一綴。	折紙	1	27.7* 40.1
54	1-55	(年未詳) 戌6月20日	うり付覚(厚朴・前胡)	小西彦七(印)→大和や治助様	「厚朴 三丸」「前胡 弐丸」9月8日限で御入手御頼置く。印文「△小彦」図㉖。1-1~1-61一綴。	切紙	1	16.5* 32.7
55	1-56	(年未詳) 6月2日	うり付覚	小西彦七(印)→大和屋治助様	「切□(厚カ)朴 三円」薬種売付代銀につき5月4日限で御入手の引合を願う。印文「△小彦」図㉗。1-1~1-61一綴。	切紙	1	16.2* 29.0
56	1-57	(年未詳) 亥ノ9月15日	仕切覚(小八木豆代銀等)	河中清八(印)→大和屋治助様	「△印 小八小豆 弐俵」の代銀・舟賃引・口せん等の差引勘定書。印文「河清」図㉘。割印・引合印有。1-1~1-61一綴。	切紙	1	16.2* 37.7
57	1-58	(年未詳) 亥ノ11月30日	仕切覚(秋小豆・小八小豆代銀等)	河中や清八(印)→大和屋治助様	「△秋小豆 弐俵」「△小八小豆 弐俵」等の代銀・国分舟ちん・口せんの差引勘定書。印文「河清」図㉙。割印・引合印有。1-1~1-61一綴。	切紙	1	16.1* 59.6
58	1-59	(年未詳) 亥11月晦日	極月切仕切覚(真木こ)	小西原三郎(印)→和州柳村中塾庄次郎様	「真木こ 弐俵」「右同 壹俵」の代銀・口せん等の差引勘定書。印文図㉚。割印有。1-1~1-61一綴。	切紙	1	16.2* 44.2
59	1-60	(年未詳) 亥8月25日	六月限仕限覚(山剥黄芩)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「山剥黄芩 三円」の代銀・口銭等の差引残銀勘定の上御引合を依頼。印文「△小彦」図㉛。割印有。1-1~1-61一綴。	折紙	1	30.8* 46.4
60	1-61	(慶応4) 辰2月19日	覚・売覚(三八広東等)	小西又七(印)→細川治助様	「三八廣東 百」「右同 千本荷式」等の代銭、5月19日「金三十両相渡」等三口合計の差引残銀の「かり」、および「初蔵印 五」「大豊印 五」等の「売覚」を記す。印文図㉜。1-1~1-61一綴。	切紙	1	18.5* 98.2
61	2-1	(年未詳) 卯9月23日	うり付覚(和白芷)	小西彦七(印)→大和や治助様	「和白芷」の極月切の薬種売付代銀につき勘定書。印文「△小彦」図㉝。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.5* 31.0
62	2-2	(年未詳) 卯9月4日	うり付覚(山剥黄芩・和白芷)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「山剥黄芩」「和白芷」の10月切の薬種売付代銀につき勘定書。印文「△小彦」図㉞。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.4* 32.6
63	2-3	(年未詳) 卯8月30日	うり付覚(山剥黄芩)	小西彦七(印)→大和や治介様・御店中様	「山剥黄芩」の10月切の薬種売付代銀につき勘定書。印文図㉟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.1* 32.5
64	2-4	(年未詳) 卯	うり付覚(和白芷)	小西彦七(印)→大和や治介様	「和白芷」の10月切の薬種売付代銀につき勘定書。印文「△小彦」図㊱。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.3* 31.3
65	2-5-1	(年未詳) 2月20日	[書物着類金子入届け先等書付]		「大坂大川通り・備後尾ノ道一六船入ル」、「芸州甲山正満寺殿入ル」の2件の届け先、大坂まで賃済。2-1~2-78一綴。	切紙	1	15.6* 19.4
66	2-5-2	(年未詳) 卯3月3日	うり付覚(和白芷)	小西彦七(印)→大和や治介様	「△印和白芷」の極月切代銀につき勘定書。印文「△小彦」図㊲。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	15.5* 19.1
67	2-6	(年未詳) 寅12月晦日	寅極月限廻物仕切覚(真呉朱奥)	小西彦七(印)→大和屋治介様	「真呉朱奥」などの薬種売付代銀につき口銭など勘定書。印文「△小彦」図㊳。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.3* 37.1

68	2-7	(年未詳) 7月14日	卯六月切仕切覚(百部根・山剥黄芩)	小西彦七(印)→大和や治介様	「百部根」「山剥黄芩」など3月切代銀および口銭など勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.7* 63.1
69	2-8	(年未詳) 卯9月29日	うり付覚(和白芷・山剥黄芩・瓜呂根)	小西彦七(印)→大和や治助様	「和白芷」「山剥黄芩」「瓜呂根」等の薬種売付代銀につき勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印4ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.1* 62.1
70	2-9	弘化4年正月	極月仕切仕付覚(和白芷・山剥黄芩他)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「山剥黄芩」「和白芷」等の薬種代銀・口銭・他払いなどにつき勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	堅継	1	24.5* 60.2
71	2-10	(年未詳) 卯2月26日	うり付覚(新和白芷)	小西彦七(印)→大和や治介様	「新和白芷」の薬種売付代銀につき3月切の勘定書。印文図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.7* 32.2
72	2-11	(年未詳) 卯3月13日	此方へ買覚(五味子他)	近江屋吉衛門→大和や治助殿	「五味子」など5月切の薬種代銀につき勘定書。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.7* 32.2
73	2-12	(年未詳) 寅12月晦日	寅極月限仕切覚	小西彦七(印)→大和屋治助様	「別太芍薬」「押込芍薬」の薬種売付など極月限代銀・口銭・加物など含め勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.4* 46.2
74	2-13	(年未詳) 卯10月9日	うり付覚(瓜呂根・真呉朱奥)	小西彦七(印)→大和屋次助様	「瓜呂根」「真呉朱奥」の薬種売付につき極月限分の勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印2ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.1* 40.3
75	2-14	(年未詳) 卯10月3日	御うり付覚(和白芷・百部根)	小にし彦七(印)→大和や治助様	「△印和白芷」「百部根」の薬種売付につき極月限代銀の勘定書。印文「仝小彦」図㊟。天割印2ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.2* 39.0
76	2-15	(年未詳) 卯10月19日	うり付覚(和白芷・種方風)	小にし彦七(印)→大和や治助様	「和白芷」「種方風」の代金につき極月切分の計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印3ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.9* 53.8
77	2-16	(年未詳) 卯5月4日	卯三月切仕切覚	小にし彦七(印)→大和や治助様	「和白芷」「生黄き」値段につき代銀・口銭・蔵置代などを加算した計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.0* 52.1
78	2-17	(年未詳) 卯5月11日	売附覚(百部根・山剥黄芩)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「百部根 荷箇」「山剥黄芩 荷箇」の6月分代銀につき計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印2ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.9* 40.5
79	2-18	(年未詳) 12月9日	うり付覚(真呉朱奥・通用芍薬・山剥黄芩等)	小にし彦七(印)→大和や治助様	「真呉朱奥」「通用散」「山剥黄芩」等の薬種売付につき来正月限の計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印5ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.1* 75.0
80	2-19	(年未詳) 寅12月8日	うり付覚(新山剥黄芩)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「新山剥黄芩」等の薬種売付につき正月切分の計算書。印文「仝小彦」図㊟。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.0* 25.6
81	2-20	(年月日未詳)	うり付覚(大黄・山剥黄芩)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「大黄」「山剥黄芩」などの薬種売付につき正月切分代銀計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印4ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.9* 47.0
82	2-21	(年未詳) 卯5月11日	売附覚(鹿茸)	近江屋太右衛門→大和屋治助様	「鹿茸」の薬種売付につき6月切の代銀計算書。2-1~2-78一綴。	切紙	1	16.0* 25.0
83	2-22	(年未詳) 卯6月6日	うり付覚(大黄)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「△尾大黄」の薬種売付につき6月切分の代銀計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印1ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	16.5* 26.1
84	2-23	(年未詳) 卯3月23日	御うり付覚(和白芷・椀袋呉朱奥)	小西彦七(印)→大和や治助様	「和白芷」「椀袋呉朱奥」につき極月切の代銀計算書。印文「仝小彦」図㊟。天割印2ヶ所。2-1~2-78一綴。	切継	1	15.9* 41.3
85	2-24	天保16年正月	売附書入(袋)		売附覚書などを封入した袋か。2-1~2-78一綴。	袋	1	14.0* 13.8

86	2-25	(年未詳) たら5月9日	うり附覚(白牽子)	合→△様	「白牽子」の薬種売付代銀・差引額につき6月限分の計算書。2-1～2-78一綴。図②参照。	切継	1	15.2* 42.8
87	2-26	(年未詳) たら9月29日	うり付覚(押込真芍薬)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「押込真芍薬」の薬種売付につき極月限の代銀計算書。印文「全小彦」図⑩。2-1～2-78一綴。	折紙	1	15.2* 27.0
88	2-27	(年未詳) 9月18日	うり付覚(山剥黄芩)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「山剥黄芩」の薬種売付につき10月切分の代銀計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印1ヶ所。2-1～2-78一綴。	切紙	1	16.1* 26.0
89	2-28	(年未詳) 正月23日	うり付覚(和白芷・磨川芎)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「和白し」「磨川芎」の薬種売付につき正月切の計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印2ヶ所。2-1～2-78一綴。	切紙	1	16.0* 35.1
90	2-29	(年未詳) 巳4月3日	此方御かみ之覚(白芷)	小西喜助(印)→大和屋治助様	「六千斤物白芷」買付につき6月分計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印1ヶ所。2-1～2-78一綴。	切紙	1	15.8* 15.4
91	2-30	(年未詳) 巳4月4日	うり附覚(磨川芎)	小西彦七(印)→大和屋次助様	「磨川芎」売付につき3月切の計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印1ヶ所。2-1～2-78一綴。	切紙	1	16.2* 25.6
92	2-31	(年未詳) 辰極月晦日	極月限仕切覚(真大黃・山剥黄芩・磨川芎)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「真大黃・山剥黄芩・磨川芎」売買につき口銭など代金計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印1ヶ所。2-1～2-78一綴。	折紙	1	30.2* 41.0
93	2-32	(年未詳) 正月12日	うり付覚(生黄芩・角川芎)	小にし彦七(印)→△治助様	「生黄芩」「角川芎」などの薬種売付につき正月切代銀計算書。印文「全小彦」図⑩。天割印3ヶ所。2-1～2-78一綴。	切継	1	16.0* 45.2
94	2-33	(年未詳) 巳3月9日	御売附覚(角川芎・磨川芎・和白芷)	小西茂兵衛(印)→大和屋治助様	「角川芎」「磨川芎」「和白芷」売付代金につき巳3月切の計算書。印文「四小西」図⑤。天割印4ヶ所。2-1～2-78一綴。	切継	1	16.0* 49.7
95	2-34	(年未詳) 巳4月28日	御売附覚(山剥黄芩・和白芷)	小西茂兵衛(印)→大和屋治助様	「山剥黄芩」「和白芷」売付代金につき6月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天割印2ヶ所。2-1～2-78一綴。	切紙	1	16.4* 30.2
96	2-35	(年未詳) 辰11月20日	御売付書覚(相性黄芩・薄枳壳)	小西茂兵衛(印)→大和屋治助様	「相性黄芩」「薄枳壳」の売付代金につき来正月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天辺に割印2ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 29.2
97	2-36	(年未詳) 辰11月22日	御売付書覚(山剥黄芩)	小西茂兵衛(印)→大和屋治介様	「山剥黄芩」の代金につき来正月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天辺に割印1ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切継	1	16.3* 20.1
98	2-37	(年未詳) 11月9日	うり付覚(山剥黄芩)	小にし彦七(印)→△治助様	「山剥黄芩」の代金につき来正月切分の計算書。印文「全小彦」図⑩。天辺に割印1ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.0* 31.3
99	2-38	(年未詳) 辰11月17日	御売付書覚(毛黄芩・新山剥黄芩)	小西茂兵衛(印)→大和屋治介様	「毛黄芩」「新山剥黄芩」の代金につき来正月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天辺に割印2ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.3* 30.1
100	2-39	(年未詳) 辰12月3日	御売付書覚(薄枳壳・新和白芷)	小西茂兵衛(印)→大和屋治介様	「薄枳壳」「新和白芷」の売付代金につき正月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天辺に割印2ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.5* 27.2
101	2-40	(年未詳) 12月2日	大和屋治助様御かい分	小にし彦七(印)→△治助様	「和白芷」「山剥黄芩」買付代金につき来正月切分の計算書。印文「全小彦」図⑩。天辺に割印2ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 33.7
102	2-41	(年未詳) 辰12月11日	御売付書覚(黒黄芩・和白芷)	小西茂兵衛(印)→大和屋治介様	「黒黄芩」「和白芷」の売付代金に付来正月切分の計算書。印文「四小西」図⑤。天辺に割印2ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.3* 28.6
103	2-42	(年未詳) 巳10月3日	うり付覚(和白芷)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「和白芷」の売付代金につき極月切分計算書。印文「全小彦」図⑩。天辺に割印1ヶ所。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 27.3

104	2-43	(年未詳) 丑11月29日	売附覚	近江屋太右衛門→大和 や治助様	薬種売付代金につき計算書。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.8* 25.2
105	2-44	(年未詳) 巳2月27日	[青皮売付につき書 状]	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「大古青皮」のうち小山へ送り出しの残り13丸売付につき代金など計算書。旧冬の持合分損耗について伝達。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.9* 58.5
106	2-45	(年未詳) 巳2月5日	巳正月切仕切覚(毛 黄芩・山剥黄芩・薄 枳壳)	小西茂兵衛(印)→ 大和屋治助様	「毛黄芩」「山剥黄芩」「薄枳壳」など、11月~12月分9件の取引の他諸掛り金など含む計算書。印文「大坂四小西」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。金額部分9ヶ所に合印有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	15.4* 41.8
107	2-46	(年未詳) 巳11月5日	辰極月切仕切覚(和 白芷・山剥黄芩・磨 川芎)	小西茂兵衛(印)→ 大和屋治助様	「和白芷」「山剥黄芩」「磨川芎」など9~10月分4件の取引金額及び口銭・諸掛りなど含む計算書。印文「大坂四小西」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。金額部分4ヶ所に合印有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	15.8* 41.9
108	2-47	(年未詳) 丑5月	仕切(松木屋送り替 金支払いニ付)	松皮屋三右衛門(印) →大和屋治助殿	3月14日の松木屋からの送り替金渡しに付、支払い証。印文「松参」図㊶。天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	15.2* 45.0
109	2-48	(年未詳) 巳10月2日	うり付覚(和白芷)	小にし彦七(印)→ △治助様	「和白芷」代金につき極月切計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 24.4
110	2-49	(年未詳) 亥極月	追仕切状	大津屋作次郎(印)→ 大和屋治助殿	銀子計算及び支払証。印文「 <input type="text"/> 大作」図㊶。天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	15.8* 45.6
111	2-50	(年未詳) 5月14日	覚(香木代金渡しニ 付)	守道や弥吉(印)→ 大和屋次助様	「かうはく」代金明日支払につき約束書。印文不明図㊶。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.9* 24.8
112	2-51	(年未詳) 9月26日	うり付覚(芍薬・は るも・真呉朱う)	小西彦七(印)→大和 や次助様	「芍薬」「はるも」「真呉朱う」など代金につき極月切分計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.5* 52.0
113	2-52	(年未詳) 子正月19日	覚(仕切代金支払ニ 付)	大作(大沢屋作次郎 カ)→小西季助殿	仕切代金支払につき覚。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	14.1* 15.5
114	2-53	(年未詳) 子正月22日	売附(市売売附代金 勘定書)	松皮屋三右衛門(印) →大和屋治助様	8~9月の市売売附代金につき計算書。印文「松参」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	12.1* 31.0
115	2-54	(年未詳) 子2月2日	売附(市売売附代金 勘定書)	松皮屋三右衛門(印) →大和屋治助様	8~9月の市売売附代金につき計算書。印文「松参」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	折紙	1	12.2* 31.7
116	2-55	(年未詳) 子12月15日	うり付覚(百部根・ 大黃)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「百部根」「大黃」など薬種代金正月切分につき計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.4* 27.5
117	2-56	(年未詳) 卯11月16日	[和白芷代金算用覚]	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「和白芷」代金につき来正月切分計算書。前欠カ。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.5* 27.5
118	2-57	(年未詳) 卯11月10日	御売附覚(磨川芎・ 山剥黄芩・尾大黃)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「磨川芎」「山剥黄芩」「尾大黃」代金に付来正月限分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.7* 46.3
119	2-58	(年未詳) 辰4月17日	うり附覚(太々山剥 黄芩)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「太々山剥黄芩」代金につき来6月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.5* 20.4
120	2-59	(年未詳) 12月10日	うり付覚(百日根・ 真呉朱・中切大黃)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「百日根」「真呉朱」「中切大黃」の代金につき正月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 32.5

121	2-60	(年未詳) 4月14日	うり付覚(薄切大 黄)	小にし彦七→大和屋治 助様	「薄切大黄」代金につき6月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割 印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	15.8* 20.6
122	2-61	(年未詳) 6月12日	うり付覚(尾大黄・ 山剥黄芩)	小にし彦七(印)→ △治助様	「尾大黄」「山剥黄芩」他代金につき、6月切分の計算書。印文「全小彦」図 ㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	16.0* 36.2
123	2-62	(年未詳) 9月14日	此方へ仕切覚(和白 芷)	近江屋安五郎(印)→ 大和屋治助様	「△和白芷」代金より運賃・水上・小廻しなど差引勘定書。印文不明図㊶。 天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.1* 46.1
124	2-63	(年未詳) 10月6日	うり附覚(真大黄・ 山剥黄芩・磨川芎)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「真大黄」「山剥黄芩」「磨川芎」代金につき、10月切分の計算書。印文「全 小彦」図㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	16.3* 37.4
125	2-64	(年未詳) 10月6日	うり附覚(真大黄・ 山剥黄芩・磨川芎)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「真大黄」「山剥黄芩」「磨川芎」代金につき1極月切分の計算書。印文「全 小彦」図㊶。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 39.4
126	2-65	(年未詳) 3月1日	うり付覚(和白芷)	小にし彦七(印)→ △御主人様	「和白し」代金につき3月切計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印1ヶ 所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.4* 20.4
127	2-66	(年未詳) 辰10月19日	御売付書覚(磨川 芎・木附子)	小西茂兵衛→大和屋治 介様	「磨川芎」「木附子」代金につき極月切分の計算書。印文「四小西」図㊶。天 辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.3* 32.1
128	2-67	(年未詳) 辰1月28日	うり付覚(真大黄)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「真大黄」代金につき正月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印 1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	15.3* 20.7
129	2-68	(年未詳) 辰1月4日	[薬種取引代銀仕切 覚]	小にし季介→△様	薬種取引につき諸費用など計算書。数字上に「合」印有。2-1から2-78ま で一括。	切継	1	16.0* 33.2
130	2-69	(年未詳) 2月19日	うり付覚(薬種)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	薬種代金につき3月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印1ヶ所 有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	16.4* 22.0
131	2-70-1	(年未詳) 2月8日	うり付覚(中切大 黄・山剥黄芩)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「中切大黄」「山剥黄芩」代金につき3月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。 天辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.3* 28.2
132	2-70-2	(年未詳) 3月24日	うり附覚(和白芷)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「和白し」代金につき3月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印 1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 30.1
133	2-71	(年未詳) 11月10日	御売付覚(山剥黄 芩)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「山剥黄芩」代金につき正月切計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印 1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.4* 29.2
134	2-72	(年未詳) 辰7月7日	御売付覚(生黄キ・ 百部根)	小にし彦七(印)→ △御主人様	「生黄キ」「百部根」代金につき8月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天 辺に割印2ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	15.9* 31.5
135	2-73	(年未詳) 8月4日	うり付覚(和白芷)	小西彦七(印)→大和 屋治助様	「和白し」代金につき8月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印 1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 30.1
136	2-74	(年未詳) 9月18日	覚(近江屋太衛門へ 代銀支払二付)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	小西より近江屋太衛門に銀558匁4分9厘支払につき、大和屋側でも帳合を 行うよう依頼。印文「全小彦」図㊶。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 17.2
137	2-75	(年未詳) 辰9月	貫目附覚(厚朴)	近江屋太衛門(印)→ 大和屋治助様	「△調厚朴」での貫目詳細につき改書。印文「道修町近江屋□□」。天辺に割 印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切継	1	16.2* 34.8
138	2-76	(年未詳) 9月3日	うり付覚(和白芷)	小にし彦七(印)→ 大和屋治助様	「和白し」代金につき10月切分の計算書。印文「全小彦」図㊶。天辺に割印 3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.3* 36.7

139	2-77	(年未詳)辰9月12日	うり付覚(生黄キ・和白芷)	小にし彦七(印)→大和屋治助様	「生黄キ」「和白芷」代金につき10月切分の計算書。印文「全小彦」図㊟。天辺に割印3ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.2* 37.4
140	2-78	(年未詳)辰9月8日	八月切仕切覚(生黄キ・百部根・和白芷)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「生黄キ」「百部根」「和白芷」代金につき諸費用など差引計算のうち、支払先問い合わせ。印文「全小彦」図㊟。文中に割印1ヶ所有。2-1から2-78まで一括。	切紙	1	16.0* 46.0
141	3	(年未詳)辰正月	[薬種代銀書付]	小にし季介→	12月4日付の「大和屋次助渡」分の辰正月切「大黃」代銀書付。前欠か?	切紙	1	16.0* 10.3
142	4	(年未詳)正月5日	うり付覚(百部根・磨川芎)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「百部根 壱円」「上々磨川芎 貳□」の正月切代銀書上。印文「全小彦」図㊟。割印有。	切紙	1	15.6* 32.1
143	5	(年未詳)卯10月14日	うり付覚(和大黄)	小西彦七(印)→大和屋治助様	「中切和大黄 壹箇」「尾大黃 貳箇」の極月限の代銀で御入手願う。印文「全小彦」図㊟。割印有。	切紙	1	16.1* 41.4
144	6	(年未詳)辰正月	[厚朴・きじつ(枳実)・白芷等薬種代銀勘定書]	小西季介→大和屋次助様	大和次助渡の十月廿六日・十一月朔日付の「得正印厚朴 壱」「千八きじつ十櫃」「六千白芷 五櫃」など三口代銀、「五六御渡」の差引勘定書付。引合朱印有。	切紙	1	16.2* 25.9
145	7	(慶応3年)寅9月3日	寅八月限仕切覚(川芎)	小西彦七(印)→細川次助様	「檻取川芎」の代銀・口銭・蔵敷の差引残銀の引合を願う。印文「全小彦」図㊟。天辺に1、文中に1割印有。	折紙	1	31.4* 44.8

3 伊勢地域関係収集文書

I 紀州藩田丸領四疋田村三谷家

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容/備考	形状	員数	量
1	1	明和7年正月	覚(調達金下渡二付)	大御金蔵(印)→神領宇治益谷吉之丞かたへ	去秋仰せ出された調達金、金1061両・銀11匁4分7厘を、「本行之通」御蔵に預かって置いたが、御沙汰に任せ下げ渡す。天に割印有。	切紙	1	14.1* 21.0
2	8-1	明和7年寅正月	覚(調達金下げ渡し二付)	大御金蔵(印)→田丸領四疋田村三谷吉左衛門殿	去秋に調達した金142両2分・銀12匁3分を、御蔵が保管している。藩からの指示で下げ渡す。包紙上書「調達御指入御預書三枚」(8-1~8-3)。	切紙	1	14.1* 20.9
3	8-2	明和7年寅正月	覚(調達金下げ渡し二付)	大御金蔵(印)→田丸領四疋田村三谷吉左衛門殿	去秋調達した金106両3分・銀4匁6分3厘を、御蔵が保管している。藩からの指示で下げ渡す。	切紙	1	13.9* 20.9
4	8-3	明和7年寅正月	覚(調達金下げ渡し二付)	大御金蔵(印)→田丸領四疋田村三谷吉左衛門殿	去秋調達した金300両を、御蔵が保管している。藩の指示で下げ渡す。	切紙	1	14.0* 21.3
5	35	明和7年寅正月	覚〔御蔵預り調達金下渡二付〕	大御金蔵(印)→神領山田蔵田左膳殿・蔵田中書殿	金754両と銀11匁6分4厘は去秋に調達筋から仰せ出された品である。差引をした上で御蔵に置いていたが、今回御沙汰があったのでこれを下げ渡す。	切紙	1	14.2* 21.1
6	18	天保9年10月	借用一札之事	神坂村金剛座寺良信・同頭百姓受人長兵衛・同善吉、他6名→三谷橋左衛門様	金剛座寺修復のため金12両、銀札5匁2厘を借りる。	堅紙	1	27.9* 39.8
7	2	慶応3年7月	覚(預かり金請取二付)	三谷悦之助(印)→佐藤貞次郎様御内、星野佐兵衛殿・山田八十八殿	金5両、中村大蔵へ年々御渡しのお返り分として預かった。追って請取書さし上げる。天割印有。	切紙	1	14.7* 17.2
8	37	慶應3年卯7月	覚(銀札方御役所渡し金請取二付)	三谷悦之助(印)→佐藤貞次郎様御内星野昨兵衛殿・山田八十八殿	金13両を銀札方御役所へ毎年渡しており、去年の分を預かっている。追って、請取書をさしあげる。天に割印1ヶ所有り。	切紙	1	14.7* 18.1
9	28	午3月晦日	覚 吟味物三ヶ年限り	山城屋久右衛門(印)[松坂山城屋東町]→三谷悦之助様	早序に、金札284両3歩と1匁6分4厘入壱封、書状添、和歌山村上与兵衛様御屋敷の中谷形右衛門様・上野林左衛門様・桑原源右衛門宛のもの、封印のまま、請け取り、相違なく届ける。1部木版刷りの専用紙を用いる。天部に割印有り。	切紙	1	24.2* 11.0
10	32	酉ノ11月2日	覚(金子借用二付)	竹上小三郎(印)→三谷弥七郎殿	金10両を竹上小三郎が三谷弥七郎から借用した事は確かである。金10両、実正のところに印有り。	切紙	1	16.3* 23.0
11	34	6月10日	[田丸領地土三谷悦之助の助解任二付達書]	差出不明→田丸支配四疋田村地土三谷悦之助	三谷悦之助は松坂民政局少史生試補を務めたがその必要は無くなった。	切紙	1	16.7* 43.5
12	30	10月3日	覚(講金受取二付)	正木(吉か)構(ママ)世話人[正吉講勘定元]→三谷様	正木講(印文では「正吉講」)24会月の講金10両、12匁8分を受け取った。	切紙	1	17.5* 15.5

II 紀州藩松阪領

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容/備考	形状	員数	量
13	10	文化11年戌11月	往來一札之事	紀州御領松坂養泉寺(印)→諸国御関所御役人衆中	勢州松坂領岡本村太兵衛の父道寿の宗旨身元をした保証した往來手形。天に割印1箇所あり。	堅紙	1	28.0* 39.2

Ⅲ 桑名藩士金子権太左衛門

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
14	31	天保8丁酉年正月14日	[御使番拜命指紙]	三輪権右衛門・吉村又右衛門・奥平八郎左衛門→金子権太殿	天保8酉年1月14日に金子権太が、御座間において直々に御使番を命ぜられた際の指紙。明日6ツ半時に麻上下で登城する様に命じられた。端裏有「天保八丁酉年正月十五日於御座間御直ニ御使番被仰付候節御呼出奉書」	縦紙	1	16.0* 45.1
15	7	(嘉永7年)正月14日	[御用指紙]	大関五兵衛・服部半蔵・松平対馬→金子権太左衛門殿	御用があるので、明日六ツ半時に麻上下を着て、登城されたし。(端裏書)「嘉永七甲寅年正月十四日三十石御加増被下置候節 御呼出奉書」	切継	1	16.2* 56.4

Ⅳ 某藩人事

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
16	3	年月日未詳	[上野寅三知行ニ付窺書]	差出・宛名欠	「170石の上野寅三」についての窺書書付。	切紙	1	15.3* 5.7
17	29	年月日未詳	[家中徒士人事ニ付窺書]	差出・宛名欠	①稲垣尽三郎に三人扶持の金3両を給金として下し、御歩士勤を仰せ付ける。 ②高橋常治に対し、下勤定役を仰せ付けるとする人事窺書。「念可相勤候」の前の前欠か	切紙	1	16.6* 23.4
18	33	年月日未詳	[蜂屋元東処分ニ付窺書]	差出・宛名欠	蜂屋元東の心得良くなく、扶持方取上蟄居を命じられ、養方第元雄へ7人扶持遣席定番並を命じるにあたり、養子操之助の処遇、及び元東の処分後の処遇を窺う。	切紙	1	15.8* 44.2
19	36	年月日未詳	窺書〔常番組頭役任免ニ付〕	差出・宛名欠	常番組頭を任されていた増田弥三左衛門が老衰し、役を勤める事が難しいとの内願があった。そこでその役を免じて新しく木村弥左衛門にその役を命じるべきか、人事案の窺書。	切紙	1	15.8* 27.8

Ⅴ 津藩他町人

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
20	4	(嘉永6年)6月11日	[万之丞書状]	同万之丞→呈上 御父上様	当月3日浦賀沖唐船四艘来航騒ぎにより、武具相場・米玄米格別高直のこと、新店藤吉、今3日夜出奔につき新七に新店を出させること、「きく堂薬」1貫文分買調え、差上げること、回向院開帳は唐人騒により参詣人少なく穏やかとのことを、返事旁申し上げる。	切継	1	16.3* 170.6
21	38	6月16日	書状〔大重箱拜受ニ付〕	差出不明→(塩崎)	大重箱を授り、27人で夜食にした。職人町の病人、完は難儀、一曲は断り遣わしたが、女子にはよみも数えたく4月過ぎになる。おゑい様へも度々帰るよう申したが無理に止めたこと、字恕様へ御断申下下さい。	切継	1	16.0* 111.2
22	6	卯月2日	[千秋書状]	千秋→良助様御中	過日参殿、馳走を謝す。東京より丸薬屋参り出来分だけ20貫斗り四日市へ送る覚悟。貴家も出精頼む。大坂一条、加印断ること、御尤、差当たり銘々加印の積り。近々山井・桜井の内、上坂の手筈。東京一条も御出勤の上談じたく、一両日御入来を待居る。	切継	1	14.9* 85.4

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	量
23	9	明和7年寅7月	元金返 五年限ニ売渡申地方之事	伊倉津村売主傳十郎(印)・同村年寄嘉内(印)・同庄屋善八(印)→伊倉津村小兵衛殿 金主 雲井勘三郎殿	字日満の下畑9畝11歩、当寅から5年限で代金7両で売り渡す。持高分の年貢米上納されたい。年季過ぎ元金返済の上は、地方戻すべし。先年、小兵衛方からの半分割地であった事などが貼付分に記述あり。分家の節、半分吉之丞持となるとの懸紙・割印有り。欠紙はりつけ1枚・上部割印1箇所 裏面に「三百七十七通之内(印)」	堅紙	1	26.5* 36.2
24	16	天明5己年3月	売渡申屋舗之事	伊倉津村売主久兵衛(印)・同村請人久四郎(印)→伊倉津村嘉平治殿(印)	伊倉津の屋敷1畝1歩石高1斗2升4合分を代金4両1分で売り渡す。以来、年貢諸役を地下平免につとめること、伊倉津村年寄五左衛門、長浜年寄伊倉津村吉左衛門の奥印有り。天に割印有り。端裏に「屋敷譲証文 久兵衛」とある。	堅紙	1	27.9* 38.7
25	17	安政5年午12月	譲り渡し添証文之事	当村讓主忠左衛門(印)・同村請人弥平次(印)→喜藏殿	伊倉津村新田上田15歩、分米7升5合の土地先年より忠左衛門方へ譲り請け、10年限りの契約であったが今回相談して喜藏殿へ譲り渡すことになった。	堅紙	1	27.3* 36.7
26	22	安政5年12月	元金返売渡田地之事	伊倉津村売主忠左衛門(印)・同村五人組弥平次(印)・同村年寄小右衛門(印)・同村庄屋見習佐十郎(印)・同村庄屋覚藏(印)・同嘉左衛門(印)→同村喜藏殿	伊倉新田の上田15歩を代金10両3分にて、当午年暮より来辰年迄10ヶ年間、元金返して売り渡す。年季が明ければ幾年過ぎでも元金返して田地御戻しのこと。包紙上書「元金返売渡田地証文 伊倉津村忠左衛門より同村喜藏殿江」	堅紙	1	28.0* 40.3
27	21	安政6年	借用申金子之事	権右衛門(印)・覚兵衛(印)・清兵衛(印)・嘉左衛門(印)・小右衛門(印)→伊倉津村 喜藏殿	伊倉津村の権右衛門らが金5両を借用する。質物として伊倉新田の屋敷29歩と12歩、源西の12歩を入れおく。月1分の利足を加え、11月20日迄に返済する。それが滞った場合、右の質物を引請けて下さい。包紙上書「未ノ11月金5両 権右衛門よりの証文 伊倉新田六升五合 源西四升五合」と有り。	堅紙	1	25.2* 25.3
28	5	明治4年辛未12月	元金返売渡田畑地之事	雲出村伊倉津売主清兵衛(印)・同村五人組甚三郎(印)・同村親類証人梅次郎(印)・同村年寄田中小右衛門(印)・同村庄屋和田専十郎(印)・同小林嘉平次(印)→喜藏殿	雲出村伊倉津里の西、竹の鼻の田畑を代金31両元金返して売渡す。	堅紙	1	27.3* 36.5
29	11	明治6年丙11月	永代譲渡証券之事	伊倉津村売主小林新吉(印)・同村請人前田五郎兵衛(印)→日村長谷川喜藏殿、同村惣代小林康治郎	下津の中田4畝3歩、上畑4畝22歩を代金13円で永代譲渡す。譲渡にあたり、地下平免と諸役前などを勤められたい。伊倉津村惣代小林康治郎(印) 同田中小右衛門の奥印有り。(端裏朱書)「第廿三号」。包紙有「永代譲渡証券一通」。文中印2箇所、印紙1枚。	堅紙	1	24.0* 33.1
30	23	明治8年9月5日	永代譲渡畑地之事	雲出村伊倉津讓主大西五左衛門(印)・証人倉田重兵衛(印)→長谷川喜三次郎殿	字中津の747番の畑7畝18歩を28円63銭7厘で永代譲渡す。もし、この事について異義を申し立てる者がいたら連署の者が貴殿に迷惑をかけないようにする。最後に雲出村副戸長小林康次郎の承認印有り。またその天に戸長の割印有り。畑7畝18歩の下に印紙2貼付。また封書に「一畑地譲渡証文 大西五左衛門より喜三次郎江」とあり。	堅紙	1	28.0* 39.6

31	26	明治11年1月3日	田地売渡之証	売主太田忠左衛門(印)証人太田佐七(印)→長谷川喜三次郎殿	1390番字20割の田1反2畝11歩を代金32円50銭で太田忠左衛門から長谷川喜三次郎へ売り渡す。もし、法に背くような要求をしてくる者がいたら証人が貴殿に迷惑をかけないようにする。最後に戸長小林康次郎の承認印がある。天に割印有り。また封書に「永代田地売渡証書通太田忠左衛門より長谷川喜三次郎江」	縦紙	1	28.1* 38.9
32	24	明治11年2月24日	田地売渡之証	売主鎌田勘九郎(印)・受人田中庄右衛門(印)→長谷川喜三次郎殿	字下津の14等田5畝15歩を24円で永代譲渡す。もし、不法の儀を申し立てる者がいたら、証人が立会い、貴殿へ迷惑をかけないようにする。封書に「一永代田地売渡証書通鎌田勘九郎より長谷川喜三郎エ」とあり。「拾四等田五畝拾五歩」の左横に印紙2枚貼付。天に割印有り。最後に「第廿三号」として小林康次郎の承認印有り。	縦紙	1	27.2* 36.2
33	25	明治17年1月7日	田地売渡之証	伊倉津村賣主太田文六(印)・同村証人倉田重兵衛(印)→長谷川喜久次郎殿	伊倉津村の荒田2反1畝5歩を、代金30円で売買す。末尾に伊倉津村戸長小林康次郎による確認文押印有り。印紙3枚、同箇所印有り。天に割印1箇所有り。包紙有り「一金式拾五円証書通太田文六分」	縦紙	1	27.1* 37.7
34	12-1	明治17年1月20日	田地売渡之証	伊倉津村売主宮本喜平次(印)・証人倉田重兵衛(印)→長谷川喜久次郎殿	433番字網高峯田6畝22歩厘と字同田1畝15歩厘を代金20円で永代売り渡す。奥に本郷村他二ヶ村戸長代理川口勘三郎による承認の奥印有り。包紙有り「地所買受証文 四通 喜平治 多左衛門 七郎兵衛 清兵衛」。12-1～3まで一括。印紙2枚。各印有り。天に割印有り。	縦紙	1	27.1* 37.4
35	20	明治17年5月2日	田地質入之証	伊倉津村貸金主田中七郎兵衛(印)・同村請人倉田重兵衛(印)→長谷川喜久次郎殿	1186番字14割の田地、代金20円で当明治17年～来明治19年12月31日迄、三ヶ月の間、質地に入れる。印紙貼付、奥に伊倉津村、外口村戸長代理筆生川口勘三郎(印)の承認印有り。	縦紙	1	27.0* 38.1
36	13	明治17年12月30日	地所売渡之証	小林康次郎(印)・小林久親(印)→長谷川喜久次郎殿	伊倉津村伊倉津1008番の宅地4畝1歩を代金27円で売り渡す。奥書にこの土地の売渡につき戸長三井次郎の承認印有り。原題上に印紙2枚貼付。三行目合印有り。上部天に割印有り。戸長三井次郎の印有り。	縦紙	1	27.8* 36.0
37	14	明治18年9月4日	地所売渡之証	売渡人(伊倉津村)三拾三番屋敷小林康次郎(印)・本郷村証人益川健之助(印)→伊倉津村六拾九番屋敷長谷川喜久次郎殿	小林康次郎所有の一志郡伊倉津村1033番字里ノ西にある田2反1畝24歩を、代金70円で売渡す。奥書に、土地売買につき管掌の川口勘三郎が承認・押印有り。天に割印有り。本文中判子(長谷川)1箇所、印紙4枚有り。	縦紙	1	34.9* 34.0
38	12-3	明治20年1月14日	永代地所売渡之証	一志郡伊倉津村九拾七番屋敷売主田中七郎兵衛(印)・同郡田村証人田中文(以下虫損)(印)→同郡田村六拾九番屋敷長谷川喜久治郎殿	一志郡伊倉津村1186番字14割の荒田1反3畝17歩を、代金33円で売り渡す。後日19日付けで、売買を公証とする本郷村他二ヶ村戸長三井次郎の承認文有り。印紙2枚、同箇所印2箇所有り。天に割印1箇所あり。	縦紙	1	24.3* 33.8
39	12-2	明治20年1月20日	永代地所売渡之証	一志郡伊倉津村売渡人六十四番屋敷 井坂多右衛門(印)→同村六十九番屋敷 長谷川喜久次郎殿	字里ノ西の田5畝6歩と字砂入の畑5畝5歩をそれぞれ代金23円、代金12円で売り渡した。本田村他二ヶ村戸長三井次郎の承認文有り。印紙2枚三箇所印有り。天に割印1箇所有り。	縦紙	1	24.8* 33.7

Ⅶ 一志郡楠原村

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
40	19	明治17年	茶畑小作証（反古）	楠原村小作人山田利吉（印）・受け人	字久保□の内3ヵ所、合計反別9畝16歩を明治17年8月から同24年7月15日迄の7年間、小作料米3俵で借り受ける。契約反古のためか印を×印で抹消し、宛名記載無し。印紙1枚有り。	縦紙	1	27.9* 69.4

Ⅷ 木下懇隣講

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
41	15	辛未9月	覚（講金受渡し二付）	木下懇隣講世話人（印）[木下世話人] →横山御台所	式会日落札金27両13匁、半茶料、式会日実掛料、初会日掛、舞台料など差引、21両2分11匁1分6厘を渡す。奥に「別覚」として、「一米壹俵 木下借用」を申し受けると記す。	縦紙	1	24.7* 34.6

Ⅸ 文芸

整番	調番	年月日	文書名	差出→宛所	内容／備考	形状	員数	法量
42	27	年月日未詳	（俳文）	奏山農 排	6年間共に京都を旅し、東本願寺で得度した松翁とその妻（筆者の姉妹）の人物像や回想、彼らに先立たれた筆者の追憶の念を綴った随筆。本文後半に推敲跡有り。加藤氏は無庵門人で練五と号したとされる。小林一茶とも交流があったとされる無庵丈左房を指すか。本文は加藤松翁の遺作句集序文の可能性あり。	切綴	1	15.8* 327.5